

平成 29 年  
公益法人の概況  
及び  
公益認定等委員会の活動報告

平成 30 年 9 月

内 閣 府

## はじめに

本報告は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 48 条及び第 57 条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめたものである。

今般、各都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁（内閣府及び都道府県）分の公益法人の概況について取りまとめを行った。また、各都道府県に設置されている合議制の機関の事務処理状況に関するデータについても、公益認定等委員会の事務処理状況に関するデータに併記し収録した。

なお、参考として、移行認可を受けて特例民法法人から移行した一般法人及び申請中の特例民法法人の概況を掲載している。

### 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

#### （設置及び権限）

**第 32 条** 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**2** 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。

#### （事務の処理状況の公表）

**第 48 条** 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

#### （情報の提供）

**第 57 条** 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

内閣府公益認定等委員会	委員長	山下 徹
	委員長代理	小森幹夫
	委員	北地達明
	委員	小林敬子
	委員	西村万里子
	委員	堀 裕
	委員	惠小百合

（平成30年9月28日現在）

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

# 目次

第1部	公益法人の概況	1
第1章	公益法人制度の概要	1
	1. 一般社団法人及び一般財団法人	1
	2. 公益社団法人又は公益財団法人	1
第2章	法人数等	3
	1. 公益法人数	3
	2. 法人数の変動	4
	(1) 法人の解散	5
	(2) 公益認定の取消し	5
	(3) 法人の合併	6
	3. 社員・役職員等	7
	(1) 社員と代議員（公益社団法人）	7
	(2) 各種の会員	8
	(3) 評議員（公益財団法人）	9
	(4) 理事	10
	(5) 監事	12
	(6) 会計監査人	13
	(7) 職員	14
第3章	事業	16
	1. 事業年度	16
	2. 公益目的事業等	17
	(1) 公益目的事業の事業目的	17
	(2) 公益目的事業の事業類型	20
第4章	財務	23
	1. 資産・負債等	23
	(1) 資産	23
	(2) 負債	24
	(3) 正味財産	24
	(4) 遊休財産	25

2.	収入・費用等	26
(1)	寄附金	26
(2)	会費（公益社団法人）	27
(3)	公益目的事業費用	28
(4)	公益目的事業収入	29
(5)	収支相償	30
(6)	公益目的事業比率	31
(7)	収益事業等	33
第5章	税制	34
1.	公益法人の事業に対する税制上の優遇措置	34
(1)	公益目的事業の非課税の特例（法人税）	34
(2)	みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）	34
(3)	利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）	35
(4)	消費税制上の特例収入に該当しない寄附金に係る特例	35
(5)	特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税 についての特例	36
(6)	特定の用に供する不動産などに係る地方税の非課税	36
2.	寄附者に対する税制上の優遇措置	36
(1)	個人が支出する寄附金についての特例（所得税）	36
(2)	法人が支出する寄附金についての特例（法人税）	38
(3)	財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例	39
補章1	移行法人の概況	40
第1節	法人数等	40
1.	移行法人数	40
2.	公益目的支出計画の完了等	41
(1)	公益目的支出計画の完了	41
(2)	解散	42
第2節	公益目的財産額等	43
1.	公益目的財産額	43
2.	年間公益目的支出額	43
3.	公益目的支出計画の完了予定時期	45
第2部	公益認定等委員会の活動報告	47
第1章	公益認定等委員会の取組	47
1.	公益認定等委員会	47

2.	平成 29 年度における取組	4 8
(1)	審査及び監督	4 8
(2)	公益法人等に対する支援	4 9
(3)	法人との対話	5 2
(4)	広報活動	5 5
(5)	制度的課題への取組	5 7
3.	公益認定等委員会と都道府県間の連携	5 9
第 2 章	委員会の事務処理状況	6 1
1.	公益法人に係る審査	6 1
(1)	公益認定・移行認定の申請	6 1
(2)	変更認定申請及び変更の届出	6 4
(3)	合併の届出等	6 5
2.	公益法人の監督	6 6
(1)	定期提出書類等の審査	6 8
(2)	立入検査	6 9
(3)	報告徴収	7 2
(4)	勧告・命令の勧告・公益認定の取消しの勧告	7 4
3.	移行法人に係る審査	7 8
(1)	移行認可の申請	7 8
(2)	変更認可等	8 0
4.	移行法人の監督	8 1
(1)	定期提出書類等の審査	8 1
(2)	立入検査	8 2
(3)	報告徴収	8 3
(4)	勧告・命令の勧告・認可の取消しの勧告	8 4
5.	特例民法法人	8 5
(1)	移行の状況	8 5
(2)	移行申請中の特例民法法人	8 6
	付属資料編目次	8 7
	統計資料編目次	1 1 3

(凡例)

◆本書で使用しているデータは、基本的に、国・都道府県が共同で運用する公益認定等総合情報システムにおける業務処理情報（データ時点は原則平成 29 年 12 月 1 日現在）から算出している。ただし、第 1 部第 2 章 3 の「社員・役職員等」については、各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

◆経年データの「年度」は、公益法人制度改革の施行が 12 月 1 日であったこと等を踏まえ、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを用いることを基本としている。

（例）平成 28 年度：平成 28 年 12 月 1 日から 29 年 11 月 30 日まで

ただし、第 2 部「公益認定等委員会の活動報告」については、通常の会計年度（各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）による。

◆各表の数値は、公益認定等総合情報システムの過年度データが修正されることがあるため、第 1 部の公表済数値と異なる場合がある。

◆移行期間開始時点の特例民法法人のデータについては、基本的に「特例民法法人に関する年次報告」平成 21 年度版（基本となる集計時点は平成 20 年 12 月 1 日）によっている。

◆本報告で用いる法令の略称は、以下のとおりである。

「法人法」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）

「法人法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成 19 年政令第 38 号）

「法人法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年法務省令第 28 号）

「認定法」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

「認定法施行令」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 276 号）

「認定法施行規則」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）

「整備法」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

「整備法施行令」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整

備等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 277 号）

「整備法施行規則」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 69 号）

なお、根拠法令の条項等を（ ）囲みの中で示す場合は、次の略式で表記している。

<例> ○○法第 1 条第 2 項第 3 号：○○法 § 1 II ③

◆本報告で用いる用語の説明は、以下のとおりである。

- 「特例民法法人」 改正前の民法第 34 条に基づき、主務官庁の許可を得て設立された社団法人及び財団法人をいう。特例社団法人及び特例財団法人から成る。
- 「一般法人」 法人法に定める一般社団法人及び一般財団法人をいう。
- 「公益法人」 認定法に定める公益社団法人及び公益財団法人をいう。
- 「行政庁」 認定法及び整備法に定める行政庁である内閣総理大臣（内閣府）及び都道府県知事（都道府県）をいう。
- 「移行期間」 新公益法人制度が施行された平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間をいう。
- 「移行認定」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、整備法第 44 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。
- 「公益認定」 一般社団法人又は一般財団法人が公益社団法人又は公益財団法人となるために、その申請により、認定法第 4 条に基づいて行政庁から受ける認定をいう。
- 「移行認可」 特例社団法人又は特例財団法人が新公益法人制度における一般社団法人又は一般財団法人となるために、その申請により、整備法第 45 条に基づいて行政庁から受ける認可をいう。
- 「移行申請」 特例民法法人が行う移行認定又は移行認可の申請をいう。
- 「認定の申請」 移行認定又は公益認定の申請をいう。
- 「公益認定の取消し」 認定法の規定に基づき行政庁が公益法人に対して行う処分の一つであり、これを受けた公益法人は公益法人でなくなる（移行認定を受けた法人は公益法人であり、この対象に含まれる。）。
- 「常勤」 週 3 日以上法人の業務に従事する者で、従事する場所は主及び従たる事務所に限定するものではない。

# 第1部 公益法人の概況

---

## 第1章 公益法人制度の概要

---

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたる中、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっている。そうした状況に対応し、多様なサービスを提供することができる存在として、民間非営利部門が我が国の社会経済システムの中で果たすべき役割は重要性を増している。

このような中、平成20年12月に施行された法人法及び認定法により、国民が簡便に法人を設立することができる一般法人（一般社団法人及び一般財団法人）の制度を前提に、行政庁が公益を目的とする事業を適正に実施し得る法人を認定する現行の公益法人の制度が導入された。

<付属資料1> 公益法人制度の経緯

### 1. 一般社団法人及び一般財団法人

剰余金の分配を目的としない社団及び財団については、法人法に基づき、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、登記により一般社団法人又は一般財団法人としての法人格を取得することができる。

法人法においては、定款等に基づく法人の自治を一定程度認めつつ、一般社団法人及び一般財団法人が我が国の社会における責任ある主体として自律的に活動するために必要な、法人としてのガバナンスに関する基本的な規律が定められている。

### 2. 公益社団法人又は公益財団法人

公益を目的とする事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、申請により、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）（注）による認定（公益認定）を受けることができる。認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」と総称する。）となる。

(注) ①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人、②公益目的事業等を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は内閣総理大臣、それ以外の法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となる(認定法 § 3)。

公益認定を受けるためには、事業の公益性や法人としてのガバナンス等について認定法に定められた基準を満たす必要がある。申請された内容が法律の定める認定基準を満たしていることについての判断は、民間有識者で構成される合議制の機関(国にあっては内閣府公益認定等委員会、都道府県にあっては各都道府県の合議制機関)が行う。

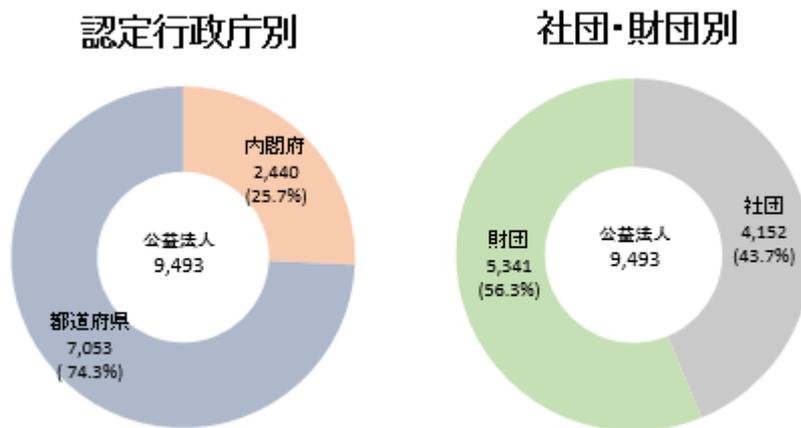
公益法人には、上記の認定基準を満たすほか、法人情報の開示等に関して認定法に定める事項を遵守することが求められる。また、公益法人の事業の適正な運営を確保するため必要な限度において、行政庁の監督を受けることになる。

公益法人の活動を支えるため、公益法人の事業については税制上の優遇措置が設けられている。また、公益法人の活動を支えるためには、善意の寄附による支援が重要であり、公益法人に対する寄附については、寄附者に対し税制上の優遇措置が設けられている。

## 第2章 法人数等

### 1. 公益法人数

図1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合



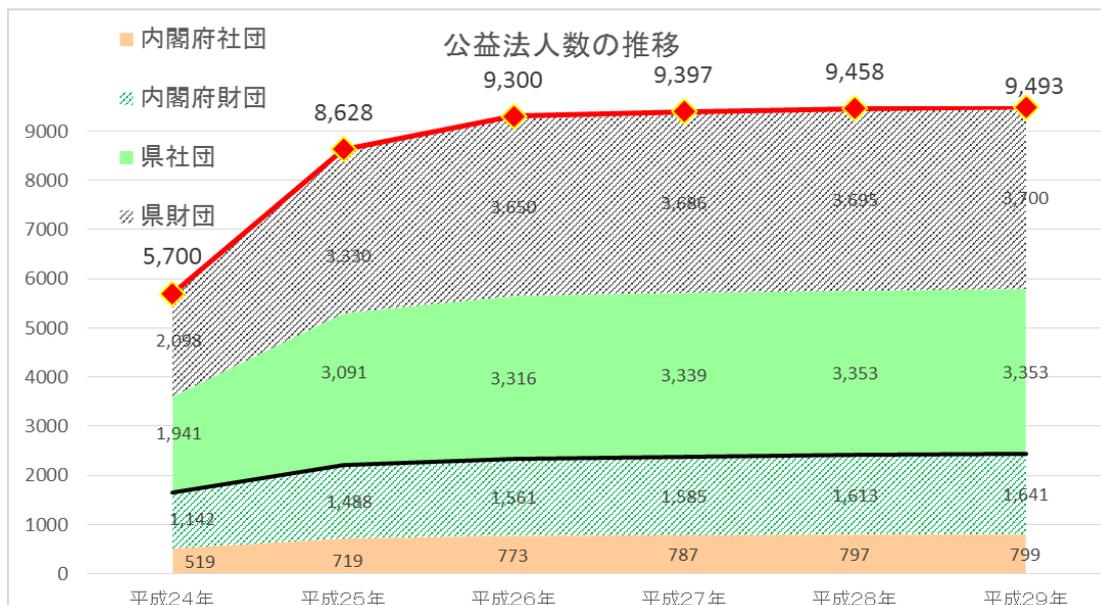
(注) 平成29年12月1日現在

表1-2-1 社団・財団別の公益法人数とその割合

	合計	公益社団法人	公益財団法人
内閣府	[ 25.7%] 2,440 100.0%	799 32.7%	1,641 67.3%
都道府県計	[ 74.3%] 7,053 100.0%	3,353 47.5%	3,700 52.5%
合計	[100.0%] 9,493 100.0%	4,152 43.7%	5,341 56.3%
前年合計	[100.0%] 9,458 100.0%	4,150 43.9%	5,308 56.1%

(注) 平成29年12月1日現在

図 1-2-2 各年 12 月 1 日現在の公益法人数（社団・財団別）



(注) 各年 12 月 1 日現在

表 1-2-2 各年 12 月 1 日現在の公益法人数（社団・財団別）

		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年
内閣府	社団	519	719	773	787	797	799
	財団	1,142	1,488	1,561	1,585	1,613	1,641
	計	1,661	2,207	2,334	2,372	2,410	2,440
都道府県	社団	1,941	3,091	3,316	3,339	3,353	3,353
	財団	2,098	3,330	3,650	3,686	3,695	3,700
	計	4,039	6,421	6,966	7,025	7,048	7,053
合計	社団	2,460	3,810	4,089	4,126	4,150	4,152
	財団	3,240	4,818	5,211	5,271	5,308	5,341
	計	5,700	8,628	9,300	9,397	9,458	9,493

## 2. 法人数の変動

公益法人数は、移行認定又は公益認定により増加する。他方、公益法人数が減少する事由としては、法人の解散、公益認定の取消し（注）及び合併に伴う法人数の減少がある。

解散の場合には法人格が失われるが、公益認定が取り消されても一般法人として法人格は存続する。合併の場合には、吸収合併と新設合併の合併形態の別、合併しようとする法人数、合併の相手方が公益法人であるか否かによって、公益法人の減少数は変わる。

（注）「公益認定の取消し」の対象には、移行認定を受けて特例民法法人から公益法人に移行した法人も含まれる。以下同じ。

表 1-2-3 年度別の公益法人減少数（減少事由別）

		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
解散	内閣府	2	1	4	3	3	9
	都道府県	1	1	4	8	4	10
取消し	内閣府	0	0	1	0	3	3
	都道府県	0	0	0	2	4	2
合併	内閣府	2	2	3	8	1	2
	都道府県	1	1	10	3	6	4
合計	内閣府	4	3	8	11	7	14
	都道府県	2	2	14	13	14	16

(注) 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

### (1) 法人の解散

公益法人が合併以外の理由により解散（法人法 § 148、§ 202）した場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない（認定法 § 26 I）。解散後は、法令及び定款の定めに従い清算手続を行い、残余財産を類似目的の他の公益法人等に帰属させることになる（認定法 § 5⑱、法人法 § 239）。

表 1-2-4 年度別の解散届出件数

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
内閣府	2	1	4	3	3	9
都道府県	1	1	4	8	4	10
合計	3	2	8	11	7	19

(注) 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

### (2) 公益認定の取消し

公益認定の取消しには、公益法人からの申請に基づいて行政庁が取消しを行う場合と、行政庁が自らの権限の行使として取消しを行う場合とがある（認定法 § 29）。公益認定を取消されても、解散の場合と異なり、一般法人として法人格は継続する。しかし、公益目的事業のために法人が保有していた資産が引き続き公益目的のために用いられることになるよう、公益目的取得財産残額に相当する額を類似目的の他の公益法人等に贈与しなければならない（認定法 § 30、§ 5⑰）。

30、§5⑰)。

**表 1-2-5 年度別の公益認定の取消し件数**

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
内閣府	0	0	1	0	3	3
都道府県	0	0	0	2	4	2
合計	0	0	1	2	7	5

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

なお、第2部P76「表2-2-16 公益認定の取消しの勧告件数」においては、各年4月1日から翌年3月31日の取消し件数を集計。

### (3) 法人の合併

公益法人は、合併しようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある(認定法§24)。

合併には、吸収合併と新設合併があり、吸収合併の場合には存続法人の法人格が継続するが、新設合併の場合には存続法人がなく、合併後に別の法人格が新設される。(注)

(注) 3法人による合併の場合を例とすると、法人減少数は、吸収合併であれば2減であるが、新設合併であれば1増3減となる。

**表 1-2-6 年度別の合併件数**

		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
内閣府	吸収合併	0	2	4	8	0	2
	新設合併	1	0	0	0	0	0
	計	1	2	4	8	0	2
都道府県	吸収合併	0	1	7	3	2	4
	新設合併	1	0	1	0	1	0
	計	1	1	8	3	3	4
合計	吸収合併	0	3	11	11	2	6
	新設合併	2	0	1	0	1	0
	計	2	3	12	11	3	6

(注) 1 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 合併後に残る法人(吸収合併における存続法人、新設合併における新設法人)の数を計上している。

### 3. 社員・役職員等

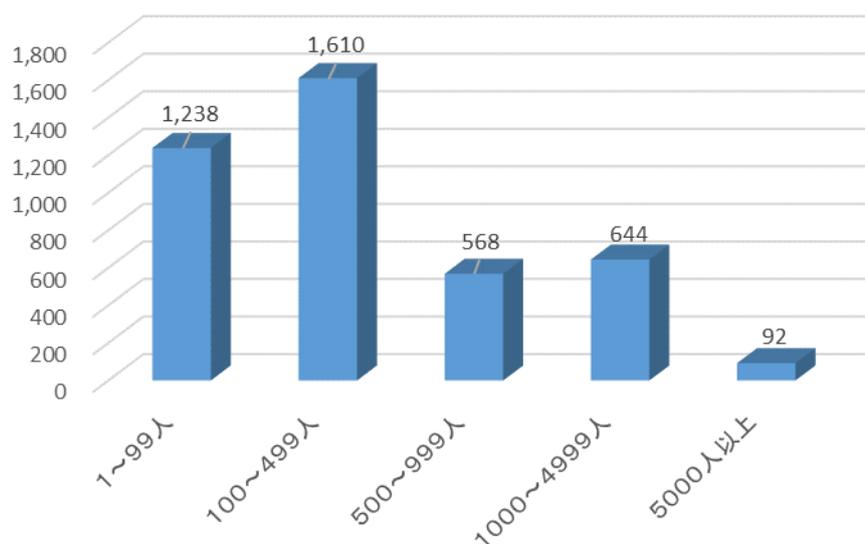
#### (1) 社員と代議員（公益社団法人）

（社員）

社員（後述する代議員制を採用している法人にあっては、選出された代議員）は、一般社団法人の存立の基礎となる構成員である。一般社団法人の設立時には2名以上の社員が必要である（法人法 § 10 I）。社員は、個人、団体を問わない。

社員は、社員総会に参加して議決権を行使するとともに、定款で定めるところにより、法人に経費等を支払うこととされている（法人法 § 48、 § 27）。社員総会は、定款変更、役員を選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である（法人法 § 146、 § 63、 § 70）。

図 1-2-3 社員数規模別の公益社団法人数



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-7 社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	799	825,002	1,033	150	306	293	72	101	27
都道府県	3,353	2,574,416	768	267	932	1,317	496	543	65
合計	4,152 (100.0%)	3,399,418	819	243	1,238 (29.8%)	1,610 (38.8%)	568 (13.7%)	644 (15.5%)	92 (2.2%)
前年合計	4,150 (100.0%)	3,466,863	835	245	1,221 (29.4%)	1,589 (38.3%)	583 (14.0%)	660 (15.9%)	97 (2.3%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

(代議員)

公益社団法人の中には、法人法上の「社員」を法人の会員が選出する、いわゆる「代議員制」(参考)を採用のものもある。

表 1-2-8 代議員制採用法人における社員数規模別の法人数

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	社員(代議員) を選出する 会員数計	1~99人	100~ 499人	500~ 999人	1000~ 4999人	5000人 以上
内閣府	143	80,046	560	118	2,377,744	52	85	3	1	2
都道府県	195	40,056	205	110	771,820	84	102	1	8	0
合計	338 (100.0%)	120,102	355	112	3,149,564	136 (40.2%)	187 (55.3%)	4 (1.2%)	9 (2.7%)	2 (0.6%)
前年合計	333 (100.0%)	117,313	352	111	3,123,901	131 (39.3%)	188 (56.5%)	5 (1.5%)	7 (2.1%)	2 (0.6%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

(参考) 代議員制について

法人法に規定はないが、社員数が多い公益社団法人には、定款上の会員の中から一定の割合をもって選出される代議員をもって法人法上の社員とする「代議員制」を採用するものもある。

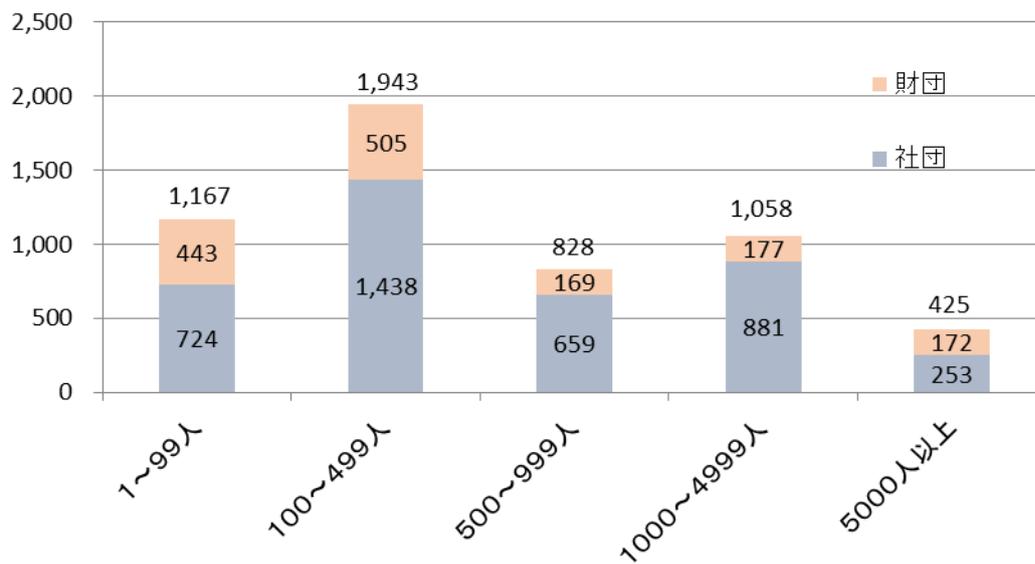
代議員制を採用する場合、定款の定めにより、次の5つの要件を満たすことが重要である(平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」II 3 代議員制度)。

- 1) 社員(代議員)を選出するための制度の骨格(定数、任期、選出方法、欠員措置等)が定款で定められていること。
- 2) 各会員について、「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること。
- 3) 「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)が理事及び理事会から独立して行われていること。
- 4) 選出された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること。
- 5) 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること。

## (2) 各種の会員

公益社団法人における法人法上の社員は、定款上は「正会員」と呼ばれることが多い。この意味の「正会員」以外に、公益社団法人及び公益財団法人には、賛助会員、特別会員等の名称で、法人の事業に賛同して登録し、会費を払うなどの各種の「会員」が置かれている例がある。

図 1-2-4 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）



（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-9 各種の会員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

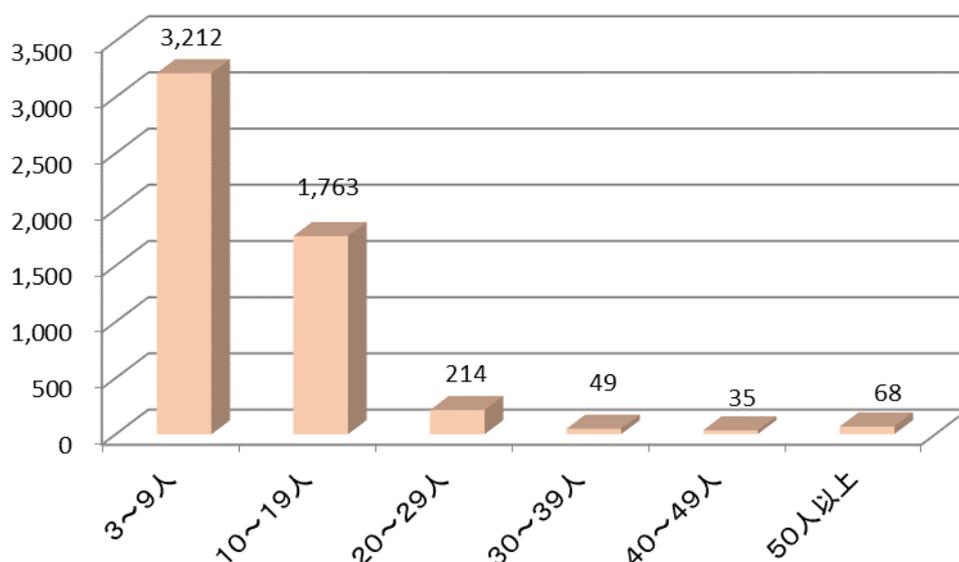
		法人数	会員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	1~99人	100~ 499人	500~ 999人	1000~ 4999人	5000人 以上
内閣府	社団	738	4,589,323	6,219	606	141	210	80	169	138
	財団	572	5,101,378	8,918	238	202	162	59	85	64
	計	1,310	9,690,701	7,397	383	343	372	139	254	202
都道府県	社団	3,217	3,674,899	1,142	417	583	1,228	579	712	115
	財団	894	5,518,579	6,173	266	241	343	110	92	108
	計	4,111	9,193,478	2,236	380	824	1,571	689	804	223
合計	社団	3,955	8,264,222	2,099	430	724 (18.3%)	1,438 (36.4%)	659 (16.7%)	881 (22.3%)	253 (6.4%)
	財団	1,466	10,619,957	7,271	258	443 (30.2%)	505 (34.4%)	169 (11.5%)	177 (12.1%)	172 (11.7%)
	計	5,421	18,884,179	3,498	381	1,167 (21.5%)	1,943 (35.8%)	828 (15.3%)	1,058 (19.5%)	425 (7.8%)
前年合計		5,410	18,902,390	3,494	385	1,160 (21.4%)	1,921 (35.5%)	842 (15.6%)	1,061 (19.6%)	426 (7.9%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

### （3）評議員（公益財団法人）

一般財団法人には、3名以上の評議員を置くことが義務付けられている（法人法 § 170 I、§ 173 III）。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員を選解任の権限を有する一般財団法人の最高議決機関である（法人法 § 200 I、§ 177、§ 63、§ 176）。

図 1 - 2 - 5 評議員数規模別の公益財団法人数



(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1 - 2 - 10 評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

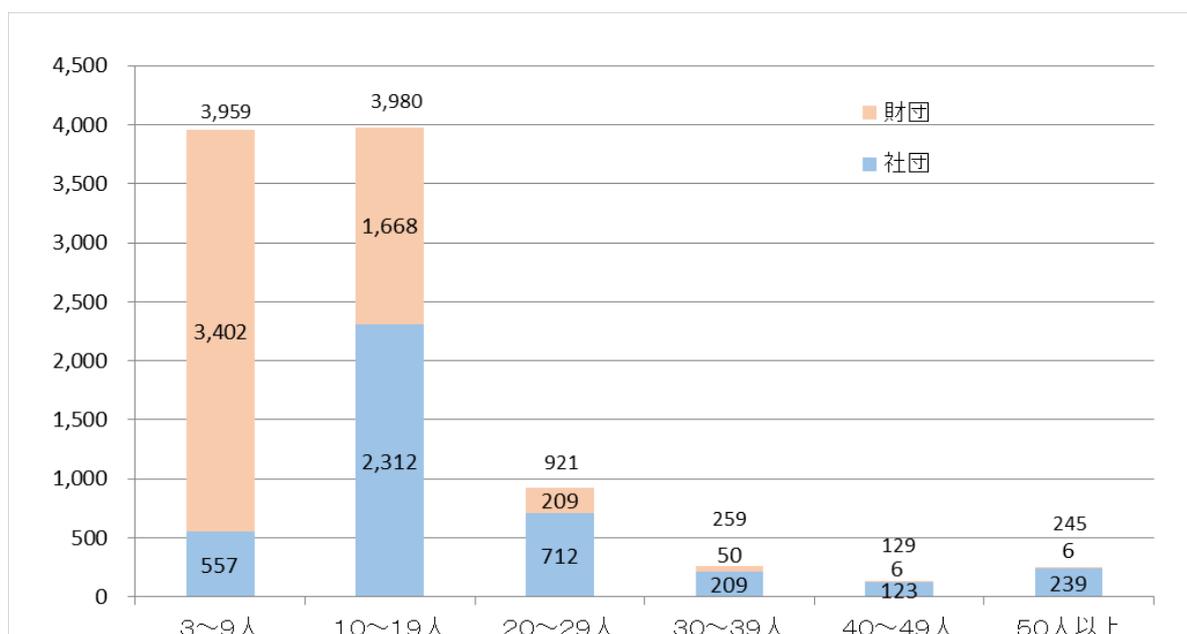
	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,641	18,180	11.1	9	866	639	90	12	12	22
都道府県	3,700	37,318	10.1	8	2,346	1,124	124	37	23	46
合計	5,341 (100.0%)	55,498	10.4	8	3,212 (60.1%)	1,763 (33.0%)	214 (4.0%)	49 (0.9%)	35 (0.7%)	68 (1.3%)
前年合計	5,308 (100.0%)	55,843	10.5	9	3,139 (59.1%)	1,784 (33.6%)	231 (4.4%)	49 (0.9%)	33 (0.6%)	72 (1.4%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

#### (4) 理事

理事は一般法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置の機関であり（法人法 § 90 I、 § 170）、理事は3名以上でなければならない（法人法 § 65 III、 § 177）。理事会は、法人の業務執行を決定し、また理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する権限と責任を有する（法人法 § 90、 § 91、 § 197）。各理事の職務執行を監督するのも理事会の責任である（法人法 § 90）。

図 1-2-6 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）



(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1-2-11 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	799	15,003	18.8	18	119	355	245	49	14	17
	財団	1,641	16,001	9.8	9	988	558	78	14	1	2
	計	2,440	31,004	12.7	10	1,107	913	323	63	15	19
都道府県	社団	3,353	66,099	19.7	15	438	1,957	467	160	109	222
	財団	3,700	34,486	9.3	8	2,414	1,110	131	36	5	4
	計	7,053	100,585	14.3	11	2,852	3,067	598	196	114	226
合計	社団	4,152 (100.0%)	81,102	19.5	15	557 (13.4%)	2,312 (55.7%)	712 (17.1%)	209 (5.0%)	123 (3.0%)	239 (5.8%)
	財団	5,341 (100.0%)	50,487	9.5	8	3,402 (63.7%)	1,668 (31.2%)	209 (3.9%)	50 (0.9%)	6 (0.1%)	6 (0.1%)
	計	9,493 (100.0%)	131,589	13.9	11	3,959 (41.7%)	3,980 (41.9%)	921 (9.7%)	259 (2.7%)	129 (1.4%)	245 (2.6%)
前年合計		9,458 (100.0%)	131,204	13.9	11	3,943 (41.7%)	3,963 (41.9%)	919 (9.7%)	259 (2.7%)	129 (1.4%)	245 (2.6%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1 - 2 - 12 常勤・非常勤別の理事数

	法人数		理事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
		常勤理事が いる法人数			
内閣府	2,440 (100.0%)	1,516 (62.1%)	31,004	2,718	28,286
都道府県	7,053 (100.0%)	4,196 (59.5%)	100,585	6,279	94,306
合計	9,493 (100.0%)	5,712 (60.2%)	131,589 (100.0%)	8,997 (6.8%)	122,592 (93.2%)
前年合計	9,458 (100.0%)	5,717 (60.4%)	131,703 (100.0%)	8,977 (6.8%)	122,726 (93.2%)

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。  
2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

## (5) 監事

公益法人には監事を置くこととされている（法人法 § 61、§ 170）。監事は計算書類等の監査（財務監査）及び理事の職務執行の監査（業務監査）を行う（法人法 § 99、§ 124、§ 197）。法人法で監事の責任が明定され、一定の場合には、法人の利益を守るための行動を取ることが求められるなど、監事は法人の重要な機関である（法人法 § 103、§ 197）。

表 1 - 2 - 13 監事数別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	監事数計 (人)	平均値 (人)	1人	2人	3人	4人	5人以上
内閣府	社団	799	1,775	2.2	71	508	198	16	6
	財団	1,641	3,171	1.9	270	1,219	146	5	1
	計	2,440	4,946	2.0	341	1,727	344	21	7
都道府県	社団	3,353	7,518	2.2	81	2,470	734	52	16
	財団	3,700	7,314	2.0	414	2,975	297	11	3
	計	7,053	14,832	2.1	495	5,445	1,031	63	19
合計	社団	4,152 (100.0%)	9,293	2.2	152 (3.7%)	2,978 (71.7%)	932 (22.4%)	68 (1.6%)	22 (0.5%)
	財団	5,341 (100.0%)	10,485	2.0	684 (12.8%)	4,194 (78.5%)	443 (8.3%)	16 (0.3%)	4 (0.1%)
	計	9,493 (100.0%)	19,778	2.1	836 (8.8%)	7,172 (75.6%)	1,375 (14.5%)	84 (0.9%)	26 (0.3%)
前年合計		9,458 (100.0%)	19,751	2.1	804 (8.5%)	7,159 (75.7%)	1,383 (14.6%)	88 (0.9%)	24 (0.3%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1 - 2 - 14 常勤・非常勤別の監事数

	法人数		監事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
		常勤監事が いる法人数			
内閣府	2,440	33 (1.4%)	4,946	35	4,911
都道府県	7,053	41 (0.6%)	14,832	51	14,781
合計	9,493	74 (0.8%)	19,778 (100.0%)	86 (0.4%)	19,692 (99.6%)
前年合計	9,458	74 (0.8%)	19,751 (100.0%)	85 (0.4%)	19,666 (99.6%)

- (注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。  
2 週3日以上出勤する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

## (6) 会計監査人

公益法人は、貸借対照表における負債が 200 億円以上である場合その他一定の要件を満たす場合(注)は、会計監査人を置かなければならない(法人法 § 2 ②③、§ 62、§ 171、認定法 § 5⑫)。定款の定めにより会計監査人を置くこともできる(法人法 § 60 II、§ 170 II)。

- (注) 1) 収入の額が 1,000 億円未満、2) 費用及び損失の額の合計額が 1,000 億円未満、3) 負債の額が 50 億円未満、の全ての要件を満たす場合には、会計監査人の設置は義務付けられていない(認定法 § 5⑫、認定法施行令 § 6)。

表 1 - 2 - 15 会計監査人設置法人の割合(社団・財団別)

		法人数	会計監査人 設置法人数	割合
内閣府	社団	799	46	5.8%
	財団	1,641	115	7.0%
	計	2,440	161	6.6%
都道府県	社団	3,353	52	1.6%
	財団	3,700	139	3.8%
	計	7,053	191	2.7%
合計	社団	4,152	98	2.4%
	財団	5,341	254	4.8%
	計	9,493	352	3.7%
前年合計		9,458	346	3.7%

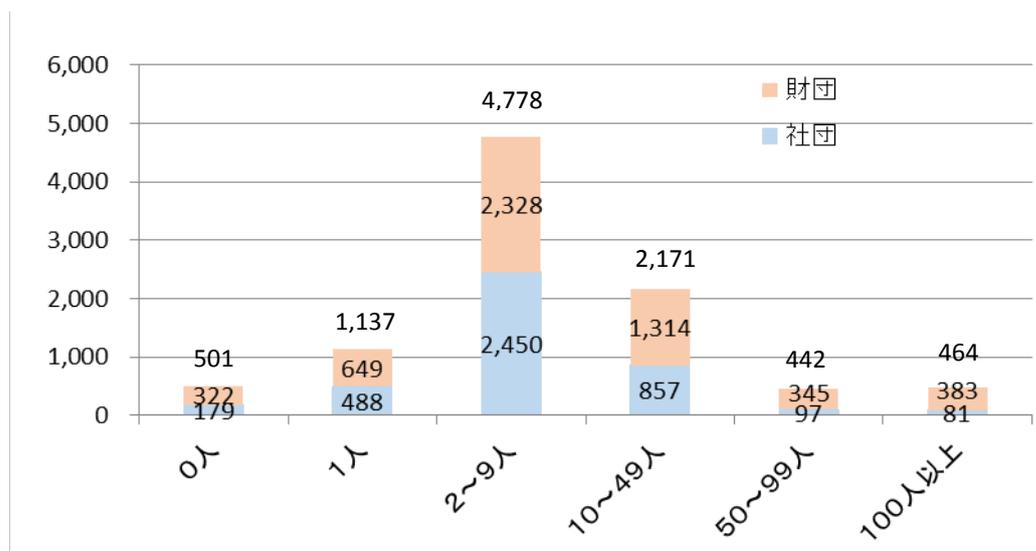
- (注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

## (7) 職員

公益法人の職員は、公益法人の活動を事務処理等の面で支えている。

公益法人の活動においては職員による日常業務、理事等役員による業務執行はもとより、様々なボランティアによる活動参画等も重要である。

図 1 - 2 - 7 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）



(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1 - 2 - 16 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	職員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	0人	1人	2~9人	10~ 49人	50~ 99人	100人 以上
内閣府	社団	799	23,119	29.0	5	36	81	454	189	23	16
	財団	1,641	44,713	27.3	4	76	225	814	369	77	80
	計	2,440	67,832	27.8	4	112	306	1,268	558	100	96
都道府県	社団	3,353	51,198	15.3	4	143	407	1,996	668	74	65
	財団	3,700	143,539	38.9	6	246	424	1,514	945	268	303
	計	7,053	194,737	27.6	5	389	831	3,510	1,613	342	368
合計	社団	4,152 (100.0%)	74,317	17.9	4	179 (4.3%)	488 (11.8%)	2,450 (59.0%)	857 (20.6%)	97 (2.3%)	81 (2.0%)
	財団	5,341 (100.0%)	188,252	35.3	5	322 (6.0%)	649 (12.2%)	2,328 (43.6%)	1,314 (24.6%)	345 (6.5%)	383 (7.2%)
	計	9,493 (100.0%)	262,569	27.7	5	501 (5.3%)	1,137 (12.0%)	4,778 (50.3%)	2,171 (22.9%)	442 (4.7%)	464 (4.9%)
前年合計		9,458 (100.0%)	259,358	27.4	5	525 (5.6%)	1,140 (12.1%)	4,756 (50.3%)	2,141 (22.6%)	428 (4.5%)	468 (4.9%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

表 1 - 2 - 17 常勤・非常勤別の職員数

	法人数		職員数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
		常勤職員が いる法人数			
内閣府	2,440	2,091 (85.7%)	67,832	51,601	16,231
都道府県	7,053	6,061 (85.9%)	194,737	151,654	43,083
合計	9,493	8,152 (85.9%)	262,569 (100.0%)	203,255 (77.4%)	59,314 (22.6%)
前年合計	9,458	8,182 (86.5%)	259,358 (100.0%)	201,891 (77.8%)	57,467 (22.2%)

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上出勤する者（パート、アルバイトや派遣の形態であっても、1年以上の長期間勤務（予定も含む。）を含む。）を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

## 第3章 事業

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」法人である。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の認定法別表に掲げる種類の事業であって、「不特定かつ多数の者の利益」の増進に寄与するものである。公益法人は、公益目的事業のほか、収益事業等を行うこともできるが、毎事業年度の公益目的事業比率が50%以上である必要がある。また、収益事業等による収益の50%以上は、公益目的事業を行うために使わなければならない。

### 1. 事業年度

公益法人は定款に事業年度を記載しなければならない（法人法 § 11 I ⑦、 § 153 I ⑩）。事業年度の期間は1年を超えることができない（法人法施行規則 § 29、 § 64）。

表 1-3-1 事業年度の設定状況（社団・財団別）

		法人数	1月～ 12月	2月～ 1月	3月～ 2月	4月～ 3月	5月～ 4月	6月～ 5月	7月～ 6月	8月～ 7月	9月～ 8月	10月～ 9月	11月～ 10月	12月～ 11月
内閣府	社団	799	54	4	17	659	4	8	24	8	8	10	3	0
	財団	1,641	67	6	7	1,468	8	8	23	10	7	26	3	8
	計	2,440	121	10	24	2,127	12	16	47	18	15	36	6	8
都道府県	社団	3,353	214	3	2	3,055	5	9	41	7	4	3	0	10
	財団	3,700	39	5	6	3,552	5	23	22	13	10	19	4	2
	計	7,053	253	8	8	6,607	10	32	63	20	14	22	4	12
合計	社団	4,152 (100.0%)	268 (6.5%)	7 (0.2%)	19 (0.5%)	3,714 (89.5%)	9 (0.2%)	17 (0.4%)	65 (1.6%)	15 (0.4%)	12 (0.3%)	13 (0.3%)	3 (0.1%)	10 (0.2%)
	財団	5,341 (100.0%)	106 (2.0%)	11 (0.2%)	13 (0.2%)	5,020 (94.0%)	13 (0.2%)	31 (0.6%)	45 (0.8%)	23 (0.4%)	17 (0.3%)	45 (0.8%)	7 (0.1%)	10 (0.2%)
	計	9,493 (100.0%)	374 (3.9%)	18 (0.2%)	32 (0.3%)	8,734 (92.0%)	22 (0.2%)	48 (0.5%)	110 (1.2%)	38 (0.4%)	29 (0.3%)	58 (0.6%)	10 (0.1%)	20 (0.2%)
前年合計		9,458 (100.0%)	373 (3.9%)	18 (0.2%)	30 (0.3%)	8,719 (92.2%)	22 (0.2%)	44 (0.5%)	111 (1.2%)	34 (0.4%)	28 (0.3%)	52 (0.5%)	9 (0.1%)	18 (0.2%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

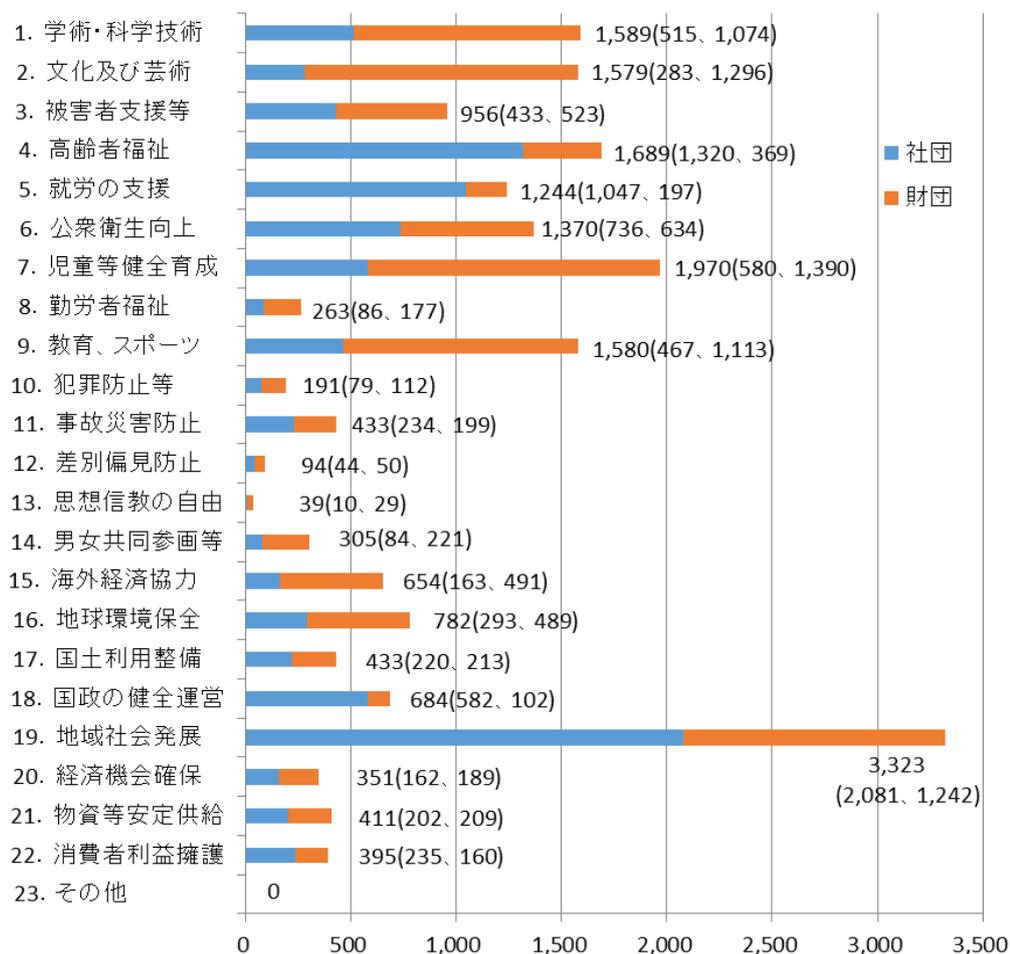
## 2. 公益目的事業等

### (1) 公益目的事業の事業目的

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう（認定法 § 2④）。認定法の別表は、23（注）の事業目的を挙げている。

（注）「その他」の事業目的を定める政令が定められていないため、実質的には22事業目的。

図1-3-1 公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数



（注）1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

社団・財団の別に、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表1-3-2）。

順位	計 (9,493 法人)	公益社団法人 (4,152 法人)	公益財団法人 (5,341 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,323 法人 (35.0%)	地域社会の健全な発展 2,081 法人 (50.1%)	児童又は青少年の健全な育成 1,390 法人 (26.0%)
2	児童又は青少年の健全な育成 1,970 法人 (20.8%)	高齢者の福祉の増進 1,320 法人 (31.8%)	文化及び芸術の振興 1,296 法人 (24.3%)
3	高齢者の福祉の増進 1,689 法人 (17.8%)	勤労意欲ある者に対する就労 支援 1,047 法人 (25.2%)	地域社会の健全な発展 1,242 法人 (23.3%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

行政庁の区分別も含め、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表1-3-2）。

順位	計 (9,493 法人)	内閣府 (2,440 法人)	都道府県 (7,053 法人)
1	地域社会の健全な発展 3,323 法人 (35.0%)	学術及び科学技術の振興 887 法人 (36.4%)	地域社会の健全な発展 2,997 法人 (42.5%)
2	児童又は青少年の健全な育成 1,970 法人 (20.8%)	児童又は青少年の健全な育成 544 法人 (22.3%)	高齢者の福祉の増進 1,538 法人 (21.8%)
3	高齢者の福祉の増進 1,689 法人 (17.8%)	文化及び芸術の振興 515 法人 (21.1%)	児童又は青少年の健全な育成 1,426 法人 (20.2%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

表 1-3-2 公益目的事業の事業目的別（23 事業）の法人数（社団・財団別）

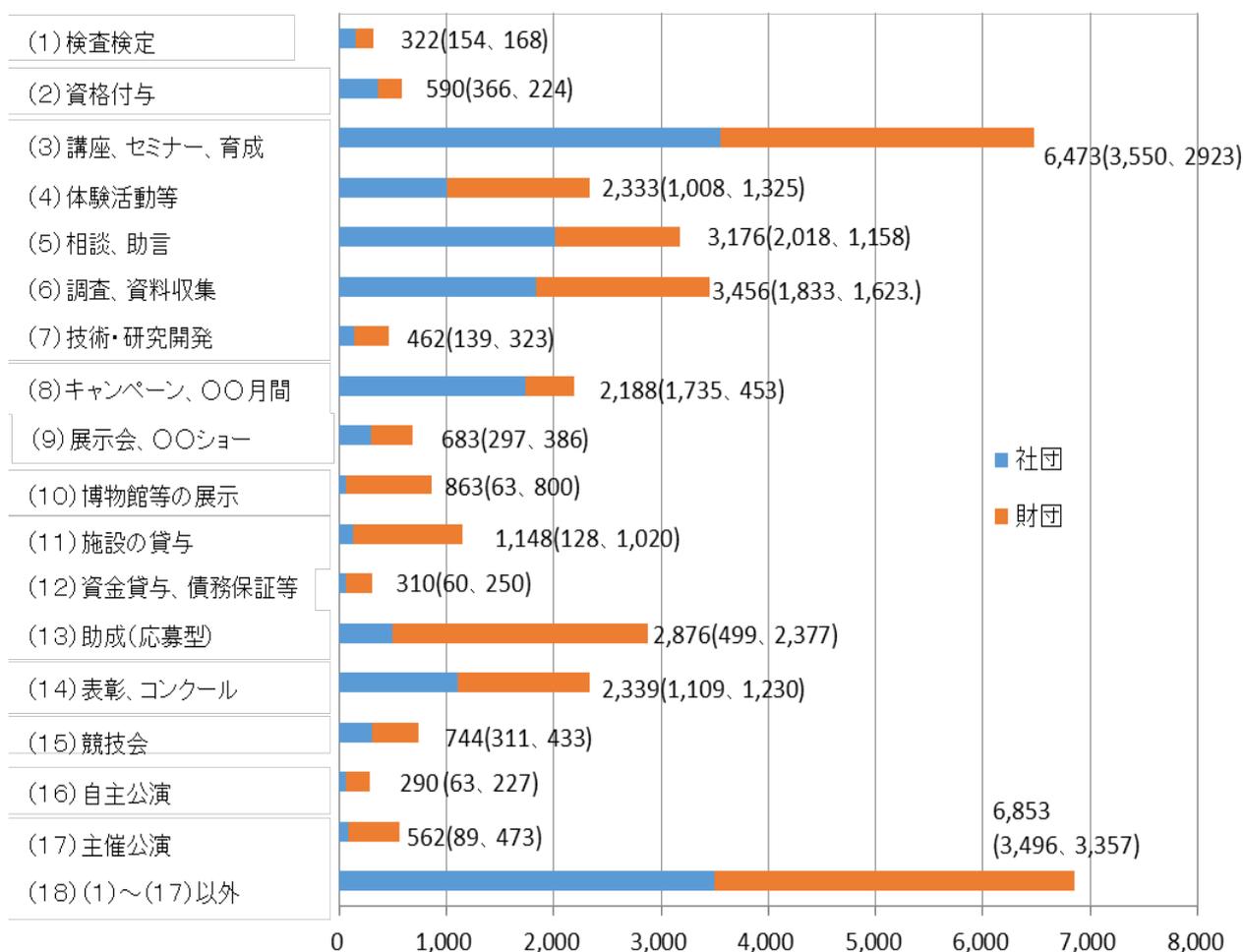
	合計	行政庁の区分別							
		うち社団	うち財団	内閣府	都道府県		うち社団	うち財団	
					うち社団	うち財団			
法人実数	9,493 (100%)	4,152 (100%)	5,341 (100%)	2,440 (100%)	799	1,641	7,053 (100%)	3,353	3,700
1. 学術及び科学技術の振興	1,589 (16.7%)	515 (12.4%)	1,074 (20.1%)	887 (36.4%)	233	654	702 (10.0%)	282	420
2. 文化及び芸術の振興	1,579 (16.6%)	283 (6.8%)	1,296 (24.3%)	515 (21.1%)	161	354	1,064 (15.1%)	122	942
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援	956 (10.1%)	433 (10.4%)	523 (9.8%)	248 (10.2%)	81	167	708 (10.0%)	352	356
4. 高齢者の福祉の増進	1,689 (17.8%)	1,320 (31.8%)	369 (6.9%)	151 (6.2%)	52	99	1,538 (21.8%)	1,268	270
5. 勤労意欲のある者に対する就労の支援	1,244 (13.1%)	1,047 (25.2%)	197 (3.7%)	80 (3.3%)	41	39	1,164 (16.5%)	1,006	158
6. 公衆衛生の向上	1,370 (14.4%)	736 (17.7%)	634 (11.9%)	243 (10.0%)	106	137	1,127 (16.0%)	630	497
7. 児童又は青少年の健全な育成	1,970 (20.8%)	580 (14.0%)	1,390 (26.0%)	544 (22.3%)	144	400	1,426 (20.2%)	436	990
8. 勤労者の福祉の向上	263 (2.8%)	86 (2.1%)	177 (3.3%)	51 (2.1%)	20	31	212 (3.0%)	66	146
9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養すること	1,580 (16.6%)	467 (11.2%)	1,113 (20.8%)	446 (18.3%)	172	274	1,134 (16.1%)	295	839
10. 犯罪の防止又は治安の維持	191 (2.0%)	79 (1.9%)	112 (2.1%)	40 (1.6%)	13	27	151 (2.1%)	66	85
11. 事故又は災害の防止	433 (4.6%)	234 (5.6%)	199 (3.7%)	159 (6.5%)	96	63	274 (3.9%)	138	136
12. 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶	94 (1.0%)	44 (1.1%)	50 (0.9%)	32 (1.3%)	15	17	62 (0.9%)	29	33
13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護	39 (0.4%)	10 (0.2%)	29 (0.5%)	26 (1.1%)	9	17	13 (0.2%)	1	12
14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進	305 (3.2%)	84 (2.0%)	221 (4.1%)	145 (5.9%)	45	100	160 (2.3%)	39	121
15. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力	654 (6.9%)	163 (3.9%)	491 (9.2%)	414 (17.0%)	119	295	240 (3.4%)	44	196
16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備	782 (8.2%)	293 (7.1%)	489 (9.2%)	209 (8.6%)	75	134	573 (8.1%)	218	355
17. 国土の利用、整備又は保全	433 (4.6%)	220 (5.3%)	213 (4.0%)	104 (4.3%)	63	41	329 (4.7%)	157	172
18. 国政の健全な運営の確保に資すること	684 (7.2%)	582 (14.0%)	102 (1.9%)	101 (4.1%)	38	63	583 (8.3%)	544	39
19. 地域社会の健全な発展	3,323 (35.0%)	2,081 (50.1%)	1,242 (23.3%)	326 (13.4%)	126	200	2,997 (42.5%)	1,955	1,042
20. 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上	351 (3.7%)	162 (3.9%)	189 (3.5%)	138 (5.7%)	66	72	213 (3.0%)	96	117
21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保	411 (4.3%)	202 (4.9%)	209 (3.9%)	104 (4.3%)	42	62	307 (4.4%)	160	147
22. 一般消費者の利益の擁護又は増進	395 (4.2%)	235 (5.7%)	160 (3.0%)	150 (6.1%)	83	67	245 (3.5%)	152	93
23. その他、政令で定めるもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0	0 (0.0%)	0	0

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。  
 2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

## (2) 公益目的事業の事業類型

公益目的事業は、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」でなければならない。この事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、「公益目的事業のチェックポイント」（平成20年4月内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」参考）がある。そこでは、便宜、事業の特性に応じた計18種類の事業類型を挙げ、それぞれについて事業の公益性を判断するに当たってのチェックポイントを掲げている。

図1-3-2 公益目的事業の事業類型別（18類型）の法人数



- (注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。  
 2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

社団・財団の別に、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表1-3-3）。

順位	計 (9,493 法人)	公益社団法人 (4,152 法人)	公益財団法人 (5,341 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,473 法人 (68.2%)	講座、セミナー、育成 3,550 法人 (85.8%)	講座、セミナー、育成 2,923 法人 (54.7%)
2	調査、資料収集 3,456 法人 (36.4%)	相談、助言 2,018 法人 (48.6%)	助成（応募型） 2,377 法人 (44.5%)
3	相談、助言 3,176 法人 (33.5%)	調査、資料収集 1,833 法人 (44.1%)	調査、資料収集 1,623 法人 (30.4%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

行政庁の区分別も含め、多い順に上位3位（複数計上）をそれぞれ抽出すると、次のとおりである（表1-3-3）。

順位	計 (9,493 法人)	内閣府 (2,440 法人)	都道府県 (7,053 法人)
1	講座、セミナー、育成 6,473 法人 (68.2%)	講座、セミナー、育成 1,516 法人 (62.1%)	講座、セミナー、育成 4,957 法人 (70.3%)
2	調査、資料収集 3,456 法人 (36.4%)	調査、資料収集 1,051 法人 (43.1%)	相談、助言 2,754 法人 (39.0%)
3	相談、助言 3,176 法人 (33.5%)	助成（応募型） 1,026 法人 (42.0%)	調査、資料収集 2,405 法人 (34.1%)

（注）各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データ（複数計上）による。

表 1-3-3 公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数（社団・財団別）

	合計	行政庁の区分別							
		うち社団	うち財団	内閣府	都道府県		うち社団	うち財団	
					うち社団	うち財団			
法人実数	9,493 (100%)	4,152 (100%)	5,341 (100%)	2,440 (100%)	799	1,641	7,053 (100%)	3,353	3,700
(1) 検査検定	322 (3.4%)	154 (3.7%)	168 (3.1%)	128 (5.2%)	60	68	194 (2.8%)	94	100
(2) 資格付与	590 (6.2%)	366 (8.8%)	224 (4.2%)	381 (15.6%)	241	140	209 (3.0%)	125	84
(3) 講座、セミナー、育成	6,473 (68.2%)	3,550 (85.5%)	2,923 (54.7%)	1,516 (62.1%)	663	853	4,957 (70.3%)	2,887	2,070
(4) 体験活動等	2,333 (24.6%)	1,008 (24.3%)	1,325 (24.8%)	378 (15.5%)	150	228	1,955 (27.7%)	858	1,097
(5) 相談、助言	3,176 (33.5%)	2,018 (48.6%)	1,158 (21.7%)	422 (17.3%)	208	214	2,754 (39.0%)	1,810	944
(6) 調査、資料収集	3,456 (36.4%)	1,833 (44.1%)	1,623 (30.4%)	1,051 (43.1%)	472	579	2,405 (34.1%)	1,361	1,044
(7) 技術開発、研究開発	462 (4.9%)	139 (3.3%)	323 (6.0%)	221 (9.1%)	75	146	241 (3.4%)	64	177
(8) キャンペーン、〇〇月間	2,188 (23.0%)	1,735 (41.8%)	453 (8.5%)	220 (9.0%)	134	86	1,968 (27.9%)	1,601	367
(9) 展示会、〇〇ショー	683 (7.2%)	297 (7.2%)	386 (7.2%)	123 (5.0%)	67	56	560 (7.9%)	230	330
(10) 博物館等の展示	863 (9.1%)	63 (1.5%)	800 (15.0%)	187 (7.7%)	31	156	676 (9.6%)	32	644
(11) 施設の貸与	1,148 (12.1%)	128 (3.1%)	1,020 (19.1%)	145 (5.9%)	24	121	1,003 (14.2%)	104	899
(12) 資金貸与、債務保証等	310 (3.3%)	60 (1.4%)	250 (4.7%)	39 (1.6%)	13	26	271 (3.8%)	47	224
(13) 助成(応募型)	2,876 (30.3%)	499 (12.0%)	2,377 (44.5%)	1,026 (42.0%)	147	879	1,850 (26.2%)	352	1,498
(14) 表彰、コンクール	2,339 (24.6%)	1,109 (26.7%)	1,230 (23.0%)	753 (30.9%)	321	432	1,586 (22.5%)	788	798
(15) 競技会	744 (7.8%)	311 (7.5%)	433 (8.1%)	165 (6.8%)	90	75	579 (8.2%)	221	358
(16) 自主公演	290 (3.1%)	63 (1.5%)	227 (4.3%)	90 (3.7%)	33	57	200 (2.8%)	30	170
(17) 主催公演	562 (5.9%)	89 (2.1%)	473 (8.9%)	73 (3.0%)	15	58	489 (6.9%)	74	415
(18) 上記(1)～(17)の事業 区分に該当しない事業	6,853 (72.2%)	3,496 (84.2%)	3,357 (62.9%)	1,381 (56.6%)	541	840	5,472 (77.6%)	2,955	2,517

(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

## 第4章 財務

公益法人は、寄附金や社員からの会費収入、基本財産等の運用益、収益事業等からの収益等の収入を得て、毎事業年度の公益目的事業を行う。公益目的事業そのものから収入を得ることもあるが、公益目的事業において、事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。また、1事業年度の公益目的事業の実施費用の限度を超えて遊休財産を保有してはならない。

財務状況については、過去1年間に公益法人から提出された事業報告等の内容に基づく。平成29年12月1日時点の公益認定等総合情報システム上の入力確認済みデータを基に集計し、取りまとめている。対象法人数は計9,430法人である。

### 1. 資産・負債等

#### (1) 資産

表1-4-1 資産額規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	資産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	794	2,362,453	2,975	112	86	149	140	264	53	102
	財団	1,614	14,894,674	9,228	852	45	109	75	385	244	756
	計	2,408	17,257,127	7,167	452	131	258	215	649	297	858
都道府県	社団	3,338	1,898,312	569	47	466	1,256	576	671	134	235
	財団	3,684	7,867,156	2,135	373	62	334	341	1,358	566	1,023
	計	7,022	9,765,468	1,391	139	528	1,590	917	2,029	700	1,258
合計	社団	4,132 (100.0%)	4,260,765	1,031	55	552 (13.4%)	1,405 (34.0%)	716 (17.3%)	935 (22.6%)	187 (4.5%)	337 (8.2%)
	財団	5,298 (100.0%)	22,761,830	4,296	469	107 (2.0%)	443 (8.4%)	416 (7.9%)	1,743 (32.9%)	810 (15.3%)	1,779 (33.6%)
	計	9,430 (100.0%)	27,022,595	2,866	188	659 (7.0%)	1,848 (19.6%)	1,132 (12.0%)	2,678 (28.4%)	997 (10.6%)	2,116 (22.4%)
前年合計		9,371 (100.0%)	28,493,449	3,041	185	668 (7.1%)	1,846 (19.7%)	1,147 (12.2%)	2,635 (28.1%)	988 (10.5%)	2,087 (22.3%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

## (2) 負債

表 1-4-2 負債額規模別の公益法人数 (社団・財団別)

		法人数	負債額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	社団	794	1,619,064	2,039	16	320	240	77	111	14	32
	財団	1,614	7,475,616	4,632	10	810	314	131	216	47	96
	計	2,408	9,094,679	3,777	13	1,130	554	208	327	61	128
都道府県	社団	3,338	1,166,462	349	10	1,698	984	245	266	47	98
	財団	3,684	2,811,844	763	11	1,808	654	285	538	132	267
	計	7,022	3,978,306	567	10	3,506	1,638	530	804	179	365
合計	社団	4,132 (100.0%)	2,785,526	674	11	2,018 (48.8%)	1,224 (29.6%)	322 (7.8%)	377 (9.1%)	61 (1.5%)	130 (3.1%)
	財団	5,298 (100.0%)	10,287,460	1,942	10	2,618 (49.4%)	968 (18.3%)	416 (7.9%)	754 (14.2%)	179 (3.4%)	363 (6.9%)
	計	9,430 (100.0%)	13,072,986	1,386	11	4,636 (49.2%)	2,192 (23.2%)	738 (7.8%)	1,131 (12.0%)	240 (2.5%)	493 (5.2%)
前年合計		9,371 (100.0%)	14,946,638	1,595	10	4,641 (49.5%)	2,168 (23.1%)	738 (7.9%)	1,106 (11.8%)	221 (2.4%)	497 (5.3%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

## (3) 正味財産

正味財産は、公益法人会計基準(平成20年)では、指定正味財産、一般正味財産及び基金(法人法§131に基づき設定している場合)に区分することとされている。このうち指定正味財産は、寄附によって受け入れた資産であって、寄附者等の意思により当該資産の用途について制約が課されているものをいう。一般正味財産とは、指定正味財産以外の正味財産(基金を除く。)である。

表 1-4-3 公益法人の正味財産額 (社団・財団別)

		法人数	正味財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	指定正味財産 (百万円)	一般正味財産 (百万円)
内閣府	社団	794	743,221	936	83	476,746	266,235
	財団	1,614	7,416,665	4,595	753	4,763,747	2,656,402
	計	2,408	8,159,886	3,389	388	5,240,493	2,922,637
都道府県	社団	3,338	731,982	219	30	265,606	465,651
	財団	3,684	5,054,754	1,372	293	3,149,465	1,879,548
	計	7,022	5,786,737	824	97	3,415,071	2,345,199
合計	社団	4,132	1,475,203	357	30	742,352	731,886
	財団	5,298	12,471,419	2,354	386	7,913,212	4,535,950
	計	9,430	13,946,623	1,479	97	8,655,565	5,267,836
前年合計		9,371	13,566,577	1,448	136	8,398,169	5,150,114

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

#### (4) 遊休財産

遊休財産とは、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産をいう。公益法人が、社会経済情勢の変化や、法人に関する状況の変化等に対応しつつ、適切に公益目的事業を実施していくためには、ある程度、自由に使用することができる財産を持つことは必要であり、遊休財産を保有することが直ちに問題となるものではないが、公益目的事業に使用される見込みがない財産が公益法人に過大に蓄積された場合には、財産の死蔵につながり、税制優遇等の趣旨に反するほか、寄附等をした国民の期待にも反することにもなることから、公益法人は、1年分の公益目的事業費相当額を超える遊休財産を保有しないこととされている（認定法 § 16）。

表 1-4-4 公益法人の遊休財産額（社団・財団別）

		法人数	遊休財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)
内閣府	社団	794	117,065	147	30
	財団	1,614	293,718	182	26
	計	2,408	410,784	171	28
都道府県	社団	3,338	174,683	52	16
	財団	3,684	449,150	122	13
	計	7,022	623,833	89	15
合計	社団	4,132	291,748	71	18
	財団	5,298	742,869	140	16
	計	9,430	1,034,617	110	17
前年合計		9,371	1,034,804	110	17

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

表 1-4-5 遊休財産規制・遵守状況（社団・財団別）

	法人数	遊休財産を保有していない法人数	保有上限額に対する遊休財産額の割合別法人数				上限額を超過している法人数	
			25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%以下		
内閣府	公社	794	47	226	177	184	140	20
	公財	1,614	80	485	431	293	271	54
	計	2,408	127	711	608	477	411	74
都道府県	公社	3,338	83	1,575	593	502	496	89
	公財	3,684	249	1,428	860	580	437	130
	計	7,022	332	3,003	1,453	1,082	933	219
合計	公社	4,132	130	1,801	770	686	636	109
	公財	5,298	329	1,913	1,291	873	708	184
	計	9,430	459	3,714	2,061	1,559	1,344	293
前年合計	9,371	492	3,601	2,046	1,610	1,340	282	

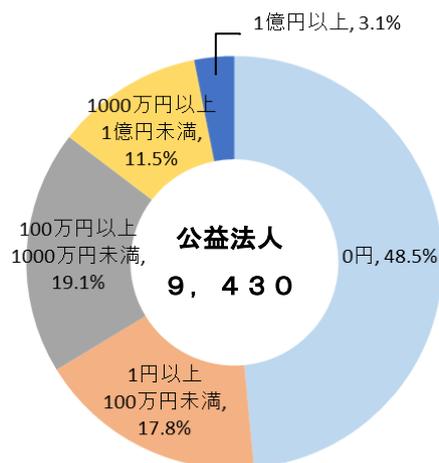
（注）過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

## 2. 収入・費用等

### （1）寄附金

寄附金は、公益法人の活動を支える重要な財源である。公益法人において、寄附金は、原則として公益目的事業に使用すべき公益目的事業財産となるが、公益目的事業以外に用途が特定された場合には、その内容に従うことになる。

図 1-4-1 寄附金収入額規模別の公益法人の割合



（注）1 過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

2 上記グラフは、公益目的事業に使用すべき寄附金収入額規模別の公益法人割合である。

図 1-4-2 寄附金収入額規模別の公益法人の割合（社団）

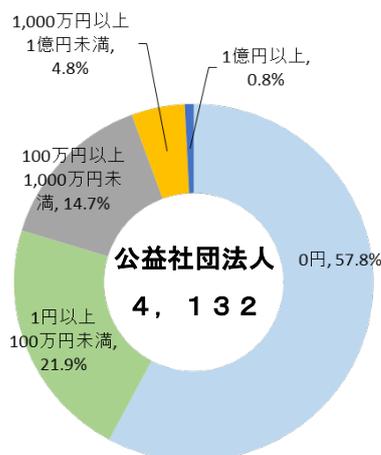
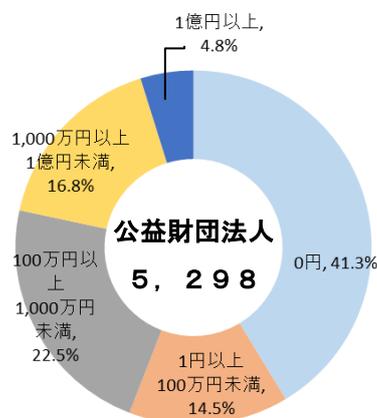


図 1-4-3 寄附金収入額規模別の公益法人の割合（財団）



- (注) 1 過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。  
 2 上記グラフは、公益目的事業に使用すべき寄附金収入額規模別の公益法人割合である。

表 1-4-6 寄附金収入額規模別の公益法人数（社団・財団別）

	法人数	寄附金額計 (百万円)	寄附金あり 法人数	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上	
内閣府	社団	794	15,845	561	28	3	233	154	256	123	28
	財団	1,614	190,989	1,201	159	16	413	136	353	520	192
	計	2,408	206,834	1,762	117	9	646	290	609	643	220
都道府県	社団	3,338	5,238	1,183	4	0.5	2,155	751	350	75	7
	財団	3,684	88,798	1,910	46	2	1,774	634	841	371	64
	計	7,022	94,036	3,093	30	1	3,929	1,385	1,191	446	71
合計	社団	4,132 (100.0%)	21,083	1,744	12	1	2,388 (57.8%)	905 (21.9%)	606 (14.7%)	198 (4.8%)	35 (0.8%)
	財団	5,298 (100.0%)	279,787	3,111	90	5	2,187 (41.3%)	770 (14.5%)	1,194 (22.5%)	891 (16.8%)	256 (4.8%)
	計	9,430 (100.0%)	300,870	4,855	62	3	4,575 (48.5%)	1,675 (17.8%)	1,800 (19.1%)	1,089 (11.5%)	291 (3.1%)
前年合計	9,371 (100.0%)	209,909	4,744	44	3	4,627 (49.4%)	1,611 (17.2%)	1,771 (18.9%)	1,095 (11.7%)	267 (2.8%)	

- (注) 1 過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。  
 2 平均値及び中央値は、寄附金収入のある法人（4,855法人）についての値である。  
 3 上記表は、公益目的事業に使用すべき寄附金収入額である。公益目的事業以外に用途が特定される場合を含めた寄附金収入額は、324,855百万円である。

## (2) 会費（公益社団法人）

公益社団法人の社員が支払う会費は、一般社団・財団法人法第27条に規定する経費に該当するため、会費規定等において用途が指定されていれば当該用途に、用途の指定が無ければ50%が公益目的事業会計の収益に計上される（認定法施行規則§26①）。

表 1-4-7 会費収入のある公益社団法人数

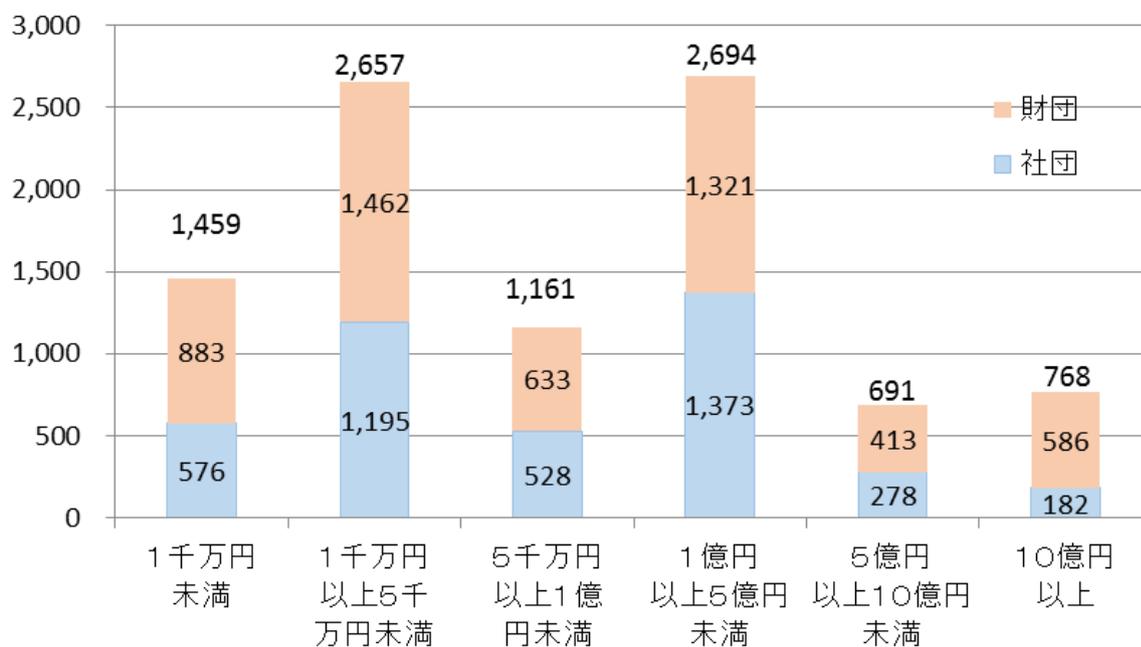
	公益社団法人数	会費収入額計 (百万円)	会費収入を上 げている法人 法人数	平均値	中央値	0円	1円以上 1百万円未満	1百万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上
				(百万円)	(百万円)					
内閣府	794 (100%)	72,605	703	103	11	91 (11.5%)	79 (9.9%)	259 (32.6%)	290 (36.5%)	75 (9.4%)
都道府県	3,338 (100%)	30,276	2,966	10	2	372 (11.1%)	1,099 (32.9%)	1,355 (40.6%)	473 (14.2%)	39 (1.2%)
合計	4,132 (100%)	102,880	3,669	28	3	463 (11.2%)	1,178 (28.5%)	1,614 (39.1%)	763 (18.5%)	114 (2.8%)
前年合計	4,120 (100%)	108,261	3,703	29	3	417 (10.1%)	1,142 (27.7%)	1,683 (40.8%)	761 (18.5%)	117 (2.8%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

### (3) 公益目的事業費用

公益目的事業費用とは、公益目的事業を実施するために支出した費用の額である。公益法人が作成する正味財産増減計算書の費用に計上される。

図 1-4-4 公益目的事業費用額の分布



(注) 過去1年間に提出された事業報告等(平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

表 1-4-8 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	794	577,867	728	81	59	236	139	257	54	49
	財団	1,614	1,204,909	747	85	185	437	235	487	112	158
	計	2,408	1,782,776	740	84	244	673	374	744	166	207
都道府県	社団	3,338	840,782	252	73	517	959	389	1,116	224	133
	財団	3,684	1,956,990	531	61	698	1,025	398	834	301	428
	計	7,022	2,797,772	398	66	1,215	1,984	787	1,950	525	561
合計	社団	4,132 (100.0%)	1,418,649	343	77	576 (13.9%)	1,195 (28.9%)	528 (12.8%)	1,373 (33.2%)	278 (6.7%)	182 (4.4%)
	財団	5,298 (100.0%)	3,161,899	597	70	883 (16.7%)	1,462 (27.6%)	633 (11.9%)	1,321 (24.9%)	413 (7.8%)	586 (11.1%)
	計	9,430 (100.0%)	4,580,548	486	73	1,459 (15.5%)	2,657 (28.2%)	1,161 (12.3%)	2,694 (28.6%)	691 (7.3%)	768 (8.1%)
前年合計		9,371 (100.0%)	4,397,169	469	72	1,453 (15.5%)	2,625 (28.0%)	1,192 (12.7%)	2,668 (28.5%)	682 (7.3%)	751 (8.0%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

#### (4) 公益目的事業収入

公益目的事業収入とは、公益目的事業の対価収入の額である。公益法人が作成する正味財産増減計算書の収益に計上される。

公益目的事業を行うためには、寄附金、会費や基本財産の運用益など、費用を賄うに足る収入が法人全体としてある必要があるが、必ずしも公益目的事業において対価収入を上げる必要があるわけではない。

表 1-4-9 公益目的事業収入額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	公益目的事業 収入額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	収入なし	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	794	349,948	441	33	50	186	235	96	171	30	26
	財団	1,614	703,422	436	2	657	302	183	101	211	57	103
	計	2,408	1,053,370	437	11	707	488	418	197	382	87	129
都道府県	社団	3,338	658,484	197	37	284	1,056	455	304	963	181	95
	財団	3,684	1,604,548	436	18	785	849	583	286	612	220	349
	計	7,022	2,263,032	322	25	1,069	1,905	1,038	590	1,575	401	444
合計	社団	4,132 (100.0%)	1,008,432	244	35	334 (8.1%)	1,242 (30.1%)	690 (16.7%)	400 (9.7%)	1,134 (27.4%)	211 (5.1%)	121 (2.9%)
	財団	5,298 (100.0%)	2,307,970	436	12	1,442 (27.2%)	1,151 (21.7%)	766 (14.5%)	387 (7.3%)	823 (15.5%)	277 (5.2%)	452 (8.5%)
	計	9,430 (100.0%)	3,316,402	352	20	1,776 (18.8%)	2,393 (25.4%)	1,456 (15.4%)	787 (8.3%)	1,957 (20.8%)	488 (5.2%)	573 (6.1%)
前年合計		9,371 (100.0%)	3,308,100	353	21	1,659 (17.7%)	2,400 (25.6%)	1,489 (15.9%)	806 (8.6%)	1,979 (21.1%)	471 (5.0%)	567 (6.1%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

## (5) 収支相償

収支相償とは、公益法人が行う公益目的事業について、事業に係る収入がその実施に要する費用を償う額を超えないという基準である（認定法 § 5 ⑥及び § 14）。これは、必ず単年度で収支を均衡させなくてはならない、というものではなく、中長期的に収支が均衡することを求めるものである。

したがって、費用を超えた収益については、①特定費用準備資金の積立（例：将来の公益目的事業の拡大）、②資産取得資金の積立（例：公益目的に使用する建物の修繕積立金）、③当期の公益目的保有財産の取得（例：公益目的に使用する什器備品（例：医療機器）の購入）等により、中長期的に収支が均衡することが確認できれば、収支相償を満たすものとされる。

### ○剰余金解消計画を翌年度中に作成する運用について

収支相償の判定で剰余金が発生した場合、基本的には、翌事業年度の公益目的事業に費消することが想定されますが、多額の剰余金が生じる場合など特別な事情が生じる場合も想定されるため、翌年度に検討スケジュール、翌々年度の具体的な計画を提出し、計画的に事業拡大等を行うという運用が認められます。

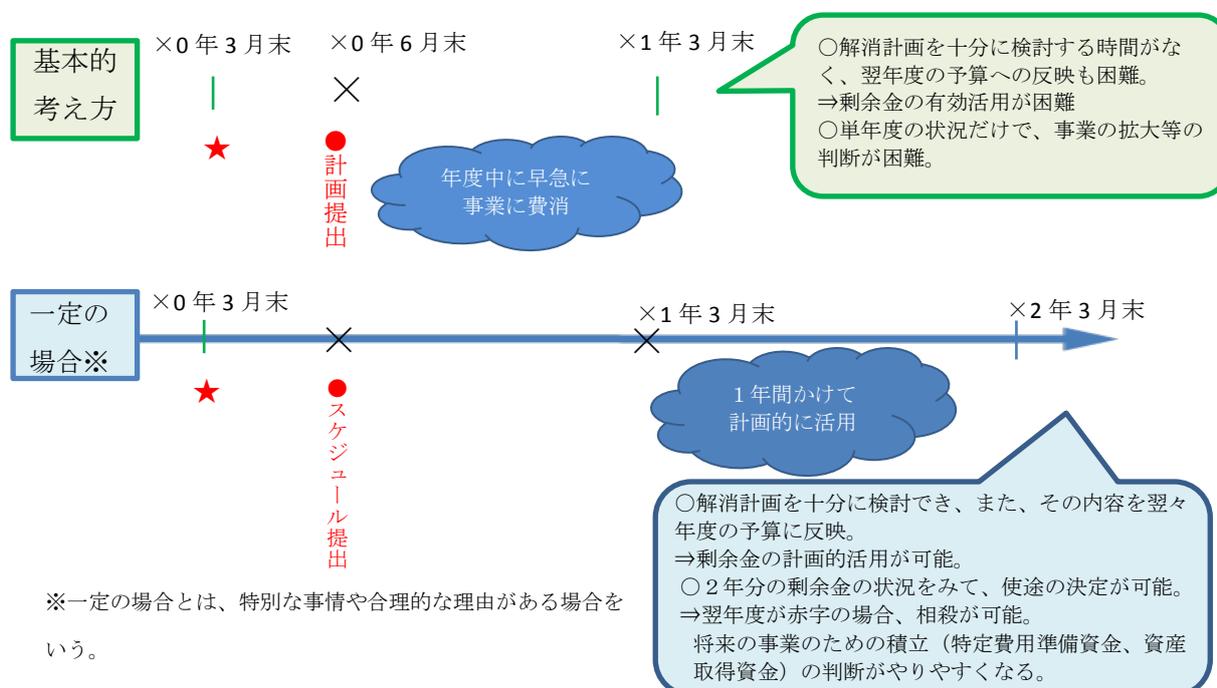


表 1-4-10 収支相償の規模別の公益法人数（社団・財団別）

		法人数	△1千万円未満	△1千万円以上0円以下	1円以上1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上	中央値(円)
内閣府	社団	794	165	478	107	33	2	9	△ 1,696,769
	財団	1,614	390	898	170	85	20	51	△ 1,573,223
	計	2,408	555	1,376	277	118	22	60	△ 1,603,017
都道府県	社団	3,338	196	2,081	902	128	15	16	△ 291,262
	財団	3,684	406	2,222	651	229	76	100	△ 219,392
	計	7,022	602	4,303	1,553	357	91	116	△ 252,978
合計	社団	4,132 (100.0%)	361 (8.7%)	2,559 (61.9%)	1,009 (24.4%)	161 (3.9%)	17 (0.4%)	25 (0.6%)	△ 393,647
	財団	5,298 (100.0%)	796 (15.0%)	3,120 (58.9%)	821 (15.5%)	314 (5.9%)	96 (1.8%)	151 (2.9%)	△ 400,369
	計	9,430 (100.0%)	1,157 (12.3%)	5,679 (60.2%)	1,830 (19.4%)	475 (5.0%)	113 (1.2%)	176 (1.9%)	△ 396,362
前年合計		9,371 (100.0%)	1,154 (12.3%)	5,486 (58.5%)	1,944 (20.7%)	503 (5.4%)	123 (1.3%)	161 (1.7%)	△ 364,400

- (注) 1 過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。  
 2 上記表において、収支相償の額がプラスとなっている法人の中には、剰余金の解消計画の情報を含めて考慮すれば、収支相償を満たす法人も含まれている。

## (6) 公益目的事業比率

公益法人は、「公益目的事業を行うことを主たる目的とする」ものとされている（認定法 §5①）。毎事業年度における公益目的事業比率（法人の経常費用全体に占める公益目的事業に係る経常費用の比率）が百分の五十以上になるように公益目的事業を行わなければならない（認定法 §5⑧、§15）。

公益目的事業比率が50%を下回る法人は、年度途中の分かち決算の関係で50%を下回ることになったケースや、平成29年12月1日時点において事業報告等の記載誤りが未訂正である場合もあり、全てが認定法上、直ちに問題があるというわけではない。

図 1-4-5 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

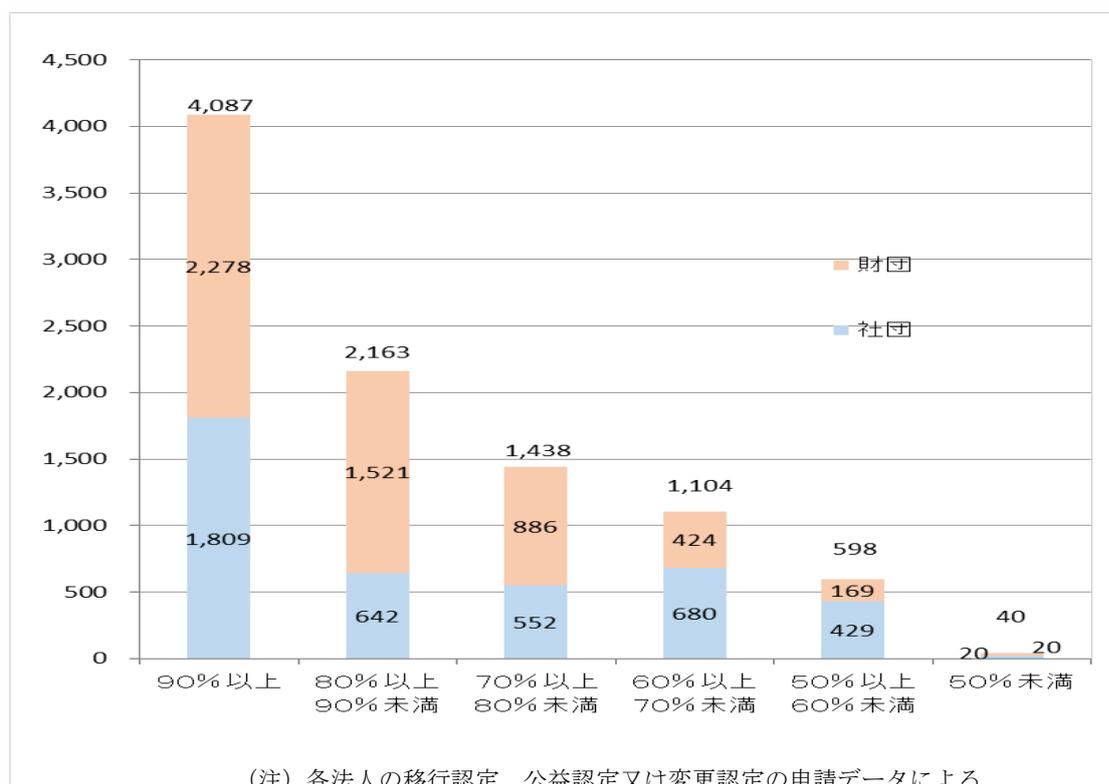


表 1-4-11 公益目的事業比率別の法人数（社団・財団別）

		法人数	90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満	50%未満	中央値 (%)
内閣府	社団	794	233	240	168	105	46	2	83.7
	財団	1,614	653	523	265	121	45	7	87.9
	計	2,408	886	763	433	226	91	9	86.6
都道府県	社団	3,338	1,576	402	384	575	383	18	87.9
	財団	3,684	1,625	998	621	303	124	13	87.9
	計	7,022	3,201	1,400	1,005	878	507	31	87.9
合計	社団	4,132 (100.0%)	1,809 (43.8%)	642 (15.5%)	552 (13.4%)	680 (16.5%)	429 (10.4%)	20 (0.5%)	86.3
	財団	5,298 (100.0%)	2,278 (43.0%)	1,521 (28.7%)	886 (16.7%)	424 (8.0%)	169 (3.2%)	20 (0.4%)	87.9
	計	9,430 (100.0%)	4,087 (43.3%)	2,163 (22.9%)	1,438 (15.2%)	1,104 (11.7%)	598 (6.3%)	40 (0.4%)	87.5
前年合計		9,371 (100.0%)	4,062 (43.3%)	2,156 (23.0%)	1,396 (14.9%)	1,105 (11.8%)	622 (6.6%)	30 (0.3%)	87.3

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

## (7) 収益事業等

公益法人が健全な運営を維持し、公益目的事業を積極的に行うためには、そのための収入が必要である。このため、公益法人には、収入確保の一方法として収益事業を行うことが認められている。また、このほかに、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業（その他の事業）を行うことも認められている。これらの収益事業等は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべきものであり、認定法は、他の事業と区分して経理を行うことを求めている（認定法 § 19）。

公益目的事業比率が 50%以上である必要があるため、収益事業等の比率は 50%未満でなければならない。また、収益事業等で上げた利益の 50%以上は、公益目的事業のために使わなければならない（認定法 § 18④、認定法施行規則 § 24）。

表 1-4-12 収益事業等を実施している法人数（社団・財団別）

		法人数	収益事業等を行っている法人数	割合(%)
内閣府	社団	794	389	49.0%
	財団	1,614	452	28.0%
	計	2,408	841	34.9%
都道府県	社団	3,338	1,833	54.9%
	財団	3,684	1,712	46.5%
	計	7,022	3,545	50.5%
合計	社団	4,132	2,222	53.8%
	財団	5,298	2,164	40.8%
	計	9,430	4,386	46.5%

(注) 過去 1 年間に提出された事業報告等（平成 29 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

## 第5章 税制

---

公益法人については、公益認定の基準が認定法に定められ、その基準に適合することについて民間有識者による合議制の機関（内閣府にあっては、公益認定等委員会）による審査が行われることを踏まえ、税制上の優遇措置が講じられている。

### 1. 公益法人の事業に対する税制上の優遇措置

#### （1）公益目的事業の非課税の特例（法人税）

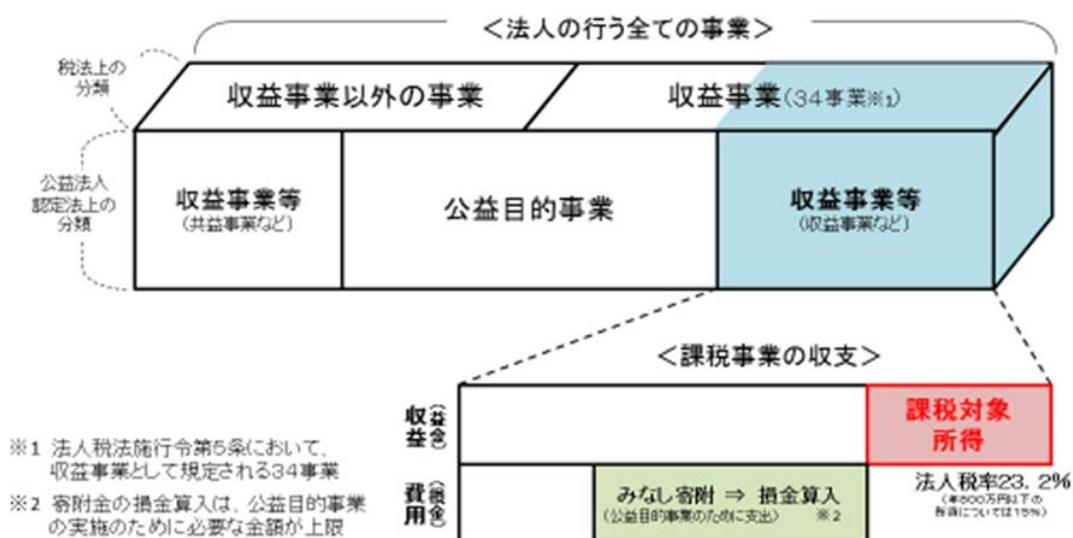
公益法人は、法人税法上の「収益事業」（34種類）から生じた所得のみに対して課税される。ただし、法人税法上の収益事業であっても、認定法上の公益目的事業として認定を受けた事業は非課税となる。法人税率は、23.2%（所得金額年800万円以下の場合は15%）となっている（法人税法§2⑬、§4I、§7、§66I～III、租税特別措置法§42の3の2、法人税法施行令§5）。

#### （2）みなし寄附金の損金算入の特例（法人税）

公益法人は、収益事業に属する資産のうちから自らが行う公益目的事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされている（法人税法§37V）。

なお、公益法人の寄附金の損金算入限度額については、みなし寄附金がない場合には、その事業年度の所得金額の100分の50に相当する金額とされている（法人税法§37I、法人税法施行令§73I③）。また、その事業年度の所得金額の100分の50に相当する金額を超える額のみなし寄附金がある場合には、公益目的事業の実施のために必要な金額（その金額がみなし寄附金を超えるときは、そのみなし寄附金に相当する金額）とされている（法人税法施行令§73の2）。

【参考】公益法人が行う事業に対する課税関係のイメージ



### (3) 利子・配当等に係る所得税の非課税の特例（所得税）

公益法人が支払いを受ける一定の利子・配当等に係る源泉所得税については、非課税とされている（所得税法 § 11 I）。

### (4) 消費税制上の特定収入に該当しない寄附金に係る特例

平成 25 年度の税制改正により、公益法人が募集する寄附金のうち、その全額を消費税制上の課税仕入れ以外の支出（助成費など）のためにのみ使用することや期間を限定して募集することなど、一定の要件を満たしていることについて当該寄附金の募集要項等で明らかにした上で、それらについて寄附金の募集を開始する前に行政庁の確認を受けた場合には、当該寄附金収入は消費税制上の特定収入に該当しないこととされた。

この税制改正以前は、その全額を助成に充てるために募集する寄附金であっても、総収入に占める寄附金収入の割合に応じて、その一部が消費税制上の課税仕入れに充てられたものとみなされ、実質的には、当該寄附金の一部に消費税が課されるのと同じ結果となっていた。この改正により、公益法人は、消費税を負担することなく当該確認を受けた寄附金の全額を助成費等に充てることができることとなった（消費税法施行令 § 75）。なお、この制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降に募集を開始する寄附金から適用されている。

## **(5) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税についての特例**

平成 28 年度の税制改正により、公益法人が実施する、経済的理由により修学困難な高等学校、大学等の生徒又は学生に対する無利息その他一定の条件で行われる奨学金貸与事業（文部科学大臣の確認を受けたものに限る）に係る消費貸借契約書に、印紙税が課されない旨の表示がある場合には、消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする特例が設けられた（租税特別措置法 § 91 の 3）。

この特例は、平成 28 年 4 月 1 日以降の文部科学大臣が確認した日付から平成 31 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについて適用される。

## **(6) 特定の用に供する不動産等に係る地方税の非課税**

公益法人が取得する不動産のうち、特定の用に供するものについては、不動産取得税が非課税となる（地方税法 § 73 の 4）。

また、公益法人が保有する固定資産のうち、特定の用に供するものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税となる（地方税法 § 348、§ 702 の 2）。

（注）非課税となる不動産又は固定資産とは、例えば、図書館・博物館において直接その用に供するものや、学術の研究を目的とする法人が直接その研究の用に供するもの等である（それぞれの税において、非課税の対象資産は異なる）。

## **2. 寄附者に対する税制上の優遇措置**

### **(1) 個人が支出する寄附金についての特例**

#### **ア. 所得控除（所得税）**

現行の制度では、公益法人は全て税法上の「特定公益増進法人」（注）とされ、公益法人に対する寄附が所得控除の対象となった。

個人が、特定公益増進法人に対して寄附金を支出した場合、寄附者は寄附金の額（所得金額の 40%が上限）から 2,000 円を控除した金額について寄附金控除（所得控除）を受けることができる（所得税法 § 78 の 1）。

（注）「特定公益増進法人」とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令 § 217 又は法人税法施行令 § 77 において列挙されている法人をいう。

## イ. 税額控除（所得税）

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件（注）を満たしていることの証明を受けた公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額（原則として所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%が上限）について所得税額の特別控除（税額控除）を受けることができる（租税特別措置法 § 41 の 18 の 3、租税特別措置法施行令 § 26 の 28 の 2）。

税額控除が適用される公益法人に対し寄附をした場合には、寄附者は所得税控除又は税額控除のいずれかを選択して、その適用を受けることができる。

（注）いわゆるパブリックサポートテスト（PST要件）であり、公益法人が受け入れた寄附金の過去の実績において、次の要件のいずれかを満たすことが必要である。

〈要件1：絶対値要件〉実績判定期間における3,000円以上の寄附者数が1年当たり100人以上。なお、平成28年度から、各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合は、寄附者数の要件が公益目的事業費用等の額の合計額を1億円で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上、かつ当該寄附者からの寄附金額が平均して年に30万円以上であることとされた。

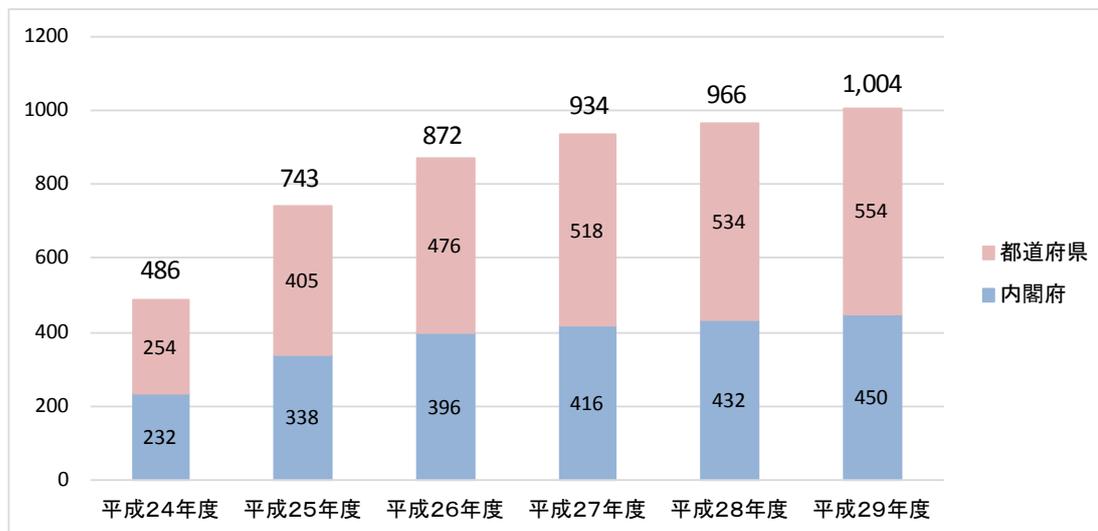
〈要件2：相対値要件〉実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額」が20%以上。

表1-5-1 各年12月1日現在の税額控除対象法人数（社団・財団別）

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	社団	49	80	101	110	122	123
	財団	183	258	295	306	310	327
	計	232	338	396	416	432	450
都道府県	社団	48	83	94	103	110	109
	財団	206	322	382	415	424	445
	計	254	405	476	518	534	554
合計	社団	97	163	195	213	232	232
	財団	389	580	677	721	734	772
	計	486	743	872	934	966	1,004

（注）各年12月1日現在、公益認定等総合情報システム上で証明手続きが完了している法人数

図 1-5-1 各年 12 月 1 日現在の税額控除対象法人数



(注) 各年 12 月 1 日現在、公益認定等総合情報システム上で証明手続きが完了している法人数

## ウ. 個人住民税の控除

個人が都道府県及び市区町村が条例により指定した公益法人に対して寄附金を支出した場合、寄附金の額（所得金額の 30%が上限）から 2,000 円を控除した金額について、都道府県指定の寄附金は 4%相当額（政令指定都市在住の者の場合は 2%相当額）、市区町村指定の寄附金は 6%相当額（政令指定都市在住の者の場合は 8%相当額）、都道府県及び市区町村の両方から指定されている場合は合計 10%相当額を、特別控除（税額控除）することができる（地方税法 § 37 の 2、§ 314 の 7）。

## (2) 法人が支出する寄附金についての特例（法人税）

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている。両限度額を合算した額が、その法人の損金算入限度額とされる（法人税法施行令 § 77 の 2）。

特別損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本金等の額の } 0.375\%) \times 1/2$
一般寄附金の損金算入限度額	$(\text{所得金額の } 2.5\% + \text{資本金等の額の } 0.25\%) \times 1/4$

### (3) 財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

個人が公益法人に財産の寄附をした場合、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、譲渡所得等に係る所得税が非課税となる特例（注1）が設けられている（租税特別措置法 § 40）。

本特例については、平成 29 年度税制改正において、公益法人に対する寄附財産が不可欠特定財産とされる等の要件を満たすものについては、国税庁長官の承認手続が簡素化された。さらに、平成30年度税制改正においては、公益法人が寄附財産を行政庁の証明を受けた基金で管理する等の要件を満たす場合には、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和するとともに、当該基金内での資産の代替要件も一部緩和された。

また、相続税については、個人が公益法人に相続財産を寄附した場合、相続税の申告書に非課税の特例の適用を受ける旨を記載するとともに寄附した財産の明細書等を添付することで、相続税が非課税となる特例（注2）が設けられている（租税特別措置法 § 70）。

（注1）寄附を受けた法人が、当該寄附から2年を経過した日までに当該財産を公益目的事業に用いていないなど承認要件に該当しなくなった場合には、承認が取り消され、「寄附者」（承認された公益目的事業にいったんは用いていた場合には「公益法人」）に所得税が課税される。

（注2）寄附を受けた法人が、当該寄附から2年を経過した日までに当該財産を公益目的事業に用いていない場合には、相続人に相続税が課税される。

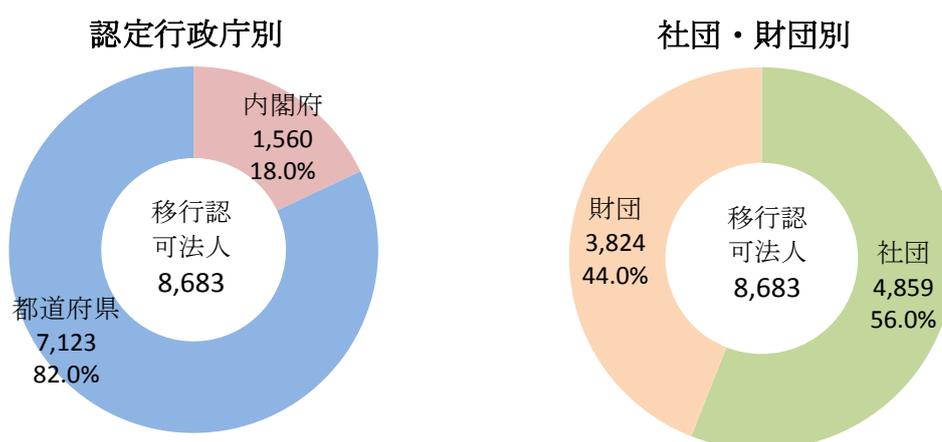
## 補章 1 移行法人の概況

「移行法人」とは、行政庁から移行認可を受けて特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち、移行時に純資産相当額があり、公益目的支出計画を実施中の法人をいう。移行法人は一般法人であり、「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」において移行認可を行った行政庁が監督を行う。

### 第 1 節 法人数等

#### 1. 移行法人数

図 1-6-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数



(注) 平成 29 年 12 月 1 日現在

表 1-6-1 行政庁別及び社団・財団別の移行法人数とその割合

	合計	一般社団法人	一般財団法人
内閣府	[18.0%] 1,560 (100.0%)	689 (44.2%)	871 (55.8%)
都道府県	[82.0%] 7,123 (100.0%)	4,170 (58.5%)	2,953 (41.5%)
合計	[100.0%] 8,683 (100.0%)	4,859 (56.0%)	3,824 (44.0%)
前年合計	[100.0%] 9,369 (100.0%)	5,435 (58.0%)	3,934 (42.0%)

(注) 平成 29 年 12 月 1 日現在

表 1-6-2 各年 12 月 1 日時点の移行法人数（社団・財団別）

		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年
内閣府	社団	616	1,065	1,100	890	816	689
	財団	507	838	947	919	900	871
	計	1,123	1,903	2,047	1,809	1,716	1,560
都道府県	社団	1,676	4,789	5,416	5,044	4,619	4,170
	財団	909	2,478	3,180	3,123	3,034	2,953
	計	2,585	7,267	8,596	8,167	7,653	7,123
合計	社団	2,292	5,854	6,516	5,934	5,435	4,859
	財団	1,416	3,316	4,127	4,042	3,934	3,824
	計	3,708	9,170	10,643	9,976	9,369	8,683

（注）各年 12 月 1 日現在

## 2. 公益目的支出計画の完了等

### （1）公益目的支出計画の完了

公益目的支出計画を作成して移行認可を受けた法人のうち、公益目的支出計画の実施を完了し、行政庁の確認を得たものを「支出計画完了法人」（注）という。

移行法人が公益認定を受けた場合、又は移行法人の合併により新設され若しくは存続することとなる法人が公益法人である場合には、法の規定により公益目的支出計画は完了したものとみなされる（整備法 § 132 I、§ 126 V）。

なお、移行法人が合併した場合であって、合併後に新設され又は存続することとなる法人が公益法人以外のときは、公益目的支出計画の義務は、新設又は存続する法人に引き継がれる（整備法 § 126 III、IV）。

（注）移行認可を受けた後、公益目的財産額の確定手続の段階で同財産額が 0 円以下となった法人もここに含む（移行認可の申請後も特例民法法人は事業活動を継続しており、移行申請の際に用いた決算書類の事業年度と移行後の財産額確定時点までの間には 1 事業年度以上が経過することが通常であるので、それに応じて財産額が変動する。）。

表 1-6-3 年度別の支出計画完了等法人数（社団・財団別）

			平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
内閣府	社団	計画完了	28	102	147	177	35	126
		みなし完了	0	1	0	1	1	0
	財団	計画完了	2	15	18	26	9	28
		みなし完了	0	0	1	1	3	0
	合計	計画完了	30	117	165	203	44	154
		みなし完了	0	1	1	2	4	0
都道府県	社団	計画完了	46	171	311	392	367	434
		みなし完了	0	0	2	4	7	3
	財団	計画完了	14	78	94	64	63	60
		みなし完了	0	0	4	7	5	2
	合計	計画完了	60	249	405	456	430	494
		みなし完了	0	0	6	11	12	5
合計	社団	計画完了	74	273	458	569	402	560
		みなし完了	0	1	2	5	8	3
	財団	計画完了	16	93	112	90	72	88
		みなし完了	0	0	5	8	8	2
	合計	計画完了	90	366	570	659	474	648
		みなし完了	0	1	7	13	16	5
総計(計画完了+みなし完了)			90	367	577	672	490	653

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

## (2) 解散

移行法人が解散した場合には、清算手続において残余財産のうち公益目的財産残額相当額を行政庁の承認を受けて類似目的の他の公益法人等に帰属させなければならない（整備法 § 130）。

表 1-6-4 年度別の解散届出件数

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
内閣府	0	1	3	2	0	1
都道府県	1	6	9	5	10	10
合計	1	7	12	7	10	11

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

## 第2節 公益目的財産額等

### 1. 公益目的財産額

移行法人は、貸借対照表の純資産額を基礎として算定した「公益目的財産額」(注)を「公益目的支出計画」により公益目的に費消し、その計算上の残額(公益目的財産残額)が0円以下になる(支出計画の完了)まで実施する必要がある(整備法§119、§123 I)。この間、移行法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、行政庁に公益目的支出計画実施報告書を提出することとされている(整備法§127)。

「公益目的財産額」は、移行認可を受けた後、移行日の前日時点で作成した貸借対照表に基づき確定する。

(注) 法人の貸借対照表上の純資産額を基礎として、土地や有価証券を時価評価する等の一定の調整を行い、算定する(整備法§119 I、整備法施行規則§14)。

表1-6-5 公益目的財産額規模別の法人数(社団・財団別)

	法人数	財産額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万 円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円 以上	
内閣府	社団	686	1,990,885	2,902	195	36	119	91	240	73	127
	財団	871	2,692,033	3,091	729	13	49	61	231	146	371
	計	1,557	4,682,918	3,008	421	49	168	152	471	219	498
都道府県	社団	4,105	1,237,299	301	65	644	1,204	605	1,086	291	275
	財団	2,919	1,873,595	642	150	78	553	496	1,136	280	376
	計	7,024	3,110,894	443	96	722	1,757	1,101	2,222	571	651
合計	社団 (100.0%)	4,791	3,228,183	674	74	680 (14.2%)	1,323 (27.6%)	696 (14.5%)	1,326 (27.7%)	364 (7.6%)	402 (8.4%)
	財団 (100.0%)	3,790	4,565,628	1,205	203	91 (2.4%)	602 (15.9%)	557 (14.7%)	1,367 (36.1%)	426 (11.2%)	747 (19.7%)
	計 (100.0%)	8,581	7,793,812	908	120	771 (9.0%)	1,925 (22.4%)	1,253 (14.6%)	2,693 (31.4%)	790 (9.2%)	1,149 (13.4%)
前年合計	9,282 (100.0%)	7,895,830	851	106	1,032 (11.1%)	2,156 (23.2%)	1,338 (14.4%)	2,795 (30.1%)	798 (8.6%)	1,163 (12.5%)	

(注) 公益目的支出計画実施報告書(平成29年12月1日時点の入力確認済みデータ)による。

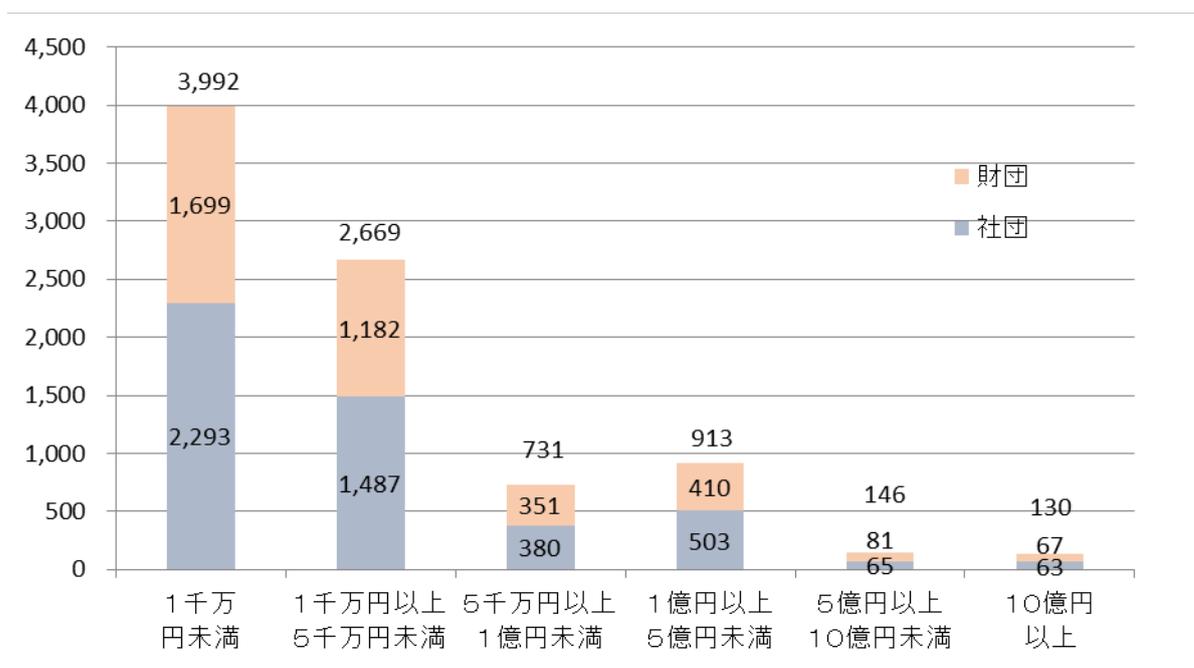
### 2. 年間公益目的支出額

「公益の目的のために支出する」ものとして公益目的支出計画の支出の対象となる事業等には3種類ある(整備法§119 II)。公益目的財産額を有する法人は、移行認可の申請の際に、これら3種類の事業等により公益目的支出計画を作成し、行政庁から移行認可を受ける必要がある。

ア 公益目的事業 公益法人の公益目的事業の基準に適合する同等内容の事業

- イ 特定寄附 公益法人の清算の際の残余財産の贈与先の範囲として認定法が定める公益法人等に対する寄附
- ウ 継続事業 特例民法法人の時から継続して行っている事業のうち、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとして認められる事業

図 1 - 6 - 2 年間公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）



(注) 公益目的支出計画実施報告書（平成 29 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

表 1 - 6 - 6 年間の公益目的支出額の規模別の法人数（社団・財団別）

	法人数	支出額計 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万	1千万円以上	5千万円以上	1億円以上	5億円以上	10億円	
					円未満	5千万円未満	1億円未満	5億円未満	10億円以上		
内閣府	社団	686	164,710	240	37	138	271	82	152	22	21
	財団	871	263,965	303	44	162	292	132	194	50	41
	計	1,557	428,675	275	40	300	563	214	346	72	62
都道府県	社団	4,105	283,838	69	9	2,155	1,216	298	351	43	42
	財団	2,919	182,369	62	9	1,537	890	219	216	31	26
	計	7,024	466,207	66	9	3,692	2,106	517	567	74	68
合計	社団	4,791 (100.0%)	448,548	94	11	2,293 (47.9%)	1,487 (31.0%)	380 (7.9%)	503 (10.5%)	65 (1.4%)	63 (1.3%)
	財団	3,790 (100.0%)	446,335	118	13	1,699 (44.8%)	1,182 (31.2%)	351 (9.3%)	410 (10.8%)	81 (2.1%)	67 (1.8%)
	計	8,581 (100.0%)	894,883	104	12	3,992 (46.5%)	2,669 (31.1%)	731 (8.5%)	913 (10.6%)	146 (1.7%)	130 (1.5%)
前年合計	9,282 (100.0%)	1,001,342	108	12	4,326 (46.6%)	2,904 (31.3%)	794 (8.6%)	966 (10.4%)	151 (1.6%)	141 (1.5%)	

(注) 公益目的支出計画実施報告書（平成 29 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

### 3. 公益目的支出計画の完了予定時期

表1-6-7 公益目的支出計画の完了（公益目的財産残額が0円以下となる）  
予定時期（社団・財団別）

		法人数	平成30年度 以前	31年度～ 35年度	36年度～ 40年度	41年度～ 45年度	46年度～ 50年度	51年度 以降
内閣府	社団	686	204	197	96	42	39	108
	財団	871	70	104	113	76	73	435
	計	1,557	274	301	209	118	112	543
都道府県	社団	4,105	671	1,103	602	383	271	1,075
	財団	2,919	156	340	299	247	205	1,672
	計	7,024	827	1,443	901	630	476	2,747
合計	社団	4,791 (100.0%)	875 (18.3%)	1,300 (27.1%)	698 (14.6%)	425 (8.9%)	310 (6.5%)	1,183 (24.7%)
	財団	3,790 (100.0%)	226 (6.0%)	444 (11.7%)	412 (10.9%)	323 (8.5%)	278 (7.3%)	2,107 (55.6%)
	計	8,581 (100.0%)	1,101 (12.8%)	1,744 (20.3%)	1,110 (12.9%)	748 (8.7%)	588 (6.9%)	3,290 (38.3%)
前年合計		9,282 (100.0%)	1,769 (19.1%)	1,743 (18.8%)	1,111 (12.0%)	743 (8.0%)	611 (6.6%)	3,305 (35.6%)

(注) 公益目的財産額の確定手続きが完了した法人から提出された、公益目的支出計画実施報告書（平成29年12月1日時点）による。



## 第2部 公益認定等委員会の活動報告

---

### 第1章 公益認定等委員会の取組

---

#### 1. 公益認定等委員会

認定法においては、民間有識者による合議制の機関が公益認定等の申請に対する処分や監督処分等の手続に関与し、実態に即した適切な判断を行う仕組みが設けられている。これにより、行政庁が行う公益認定等の申請に対する処分、監督処分等の客観性と透明性を担保し、制度に対する信頼性が確保されている。

国においては、内閣府に7人の委員で構成される公益認定等委員会（以下単に「委員会」という。）が設置された（平成19年4月1日設置）。

委員会の委員は、人格が高潔であって、委員会の業務に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計や公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する（認定法 § 35）。委員の任期は3年であり、委員7人のうち4人以内は常勤とすることができる。委員は独立してその職権を行うこととされ、また、原則として在任中はその意に反して罷免されることはないなど、その独立性が担保されている（認定法 § 33～ § 38）。

委員会は、内閣総理大臣からの諮問に応じ、①公益認定等に関する申請等に対して行政庁が行う処分等について答申を行い、②公益認定等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃の立案等に係る審議を行うとともに、③内閣総理大臣からの権限の委任に基づき、公益法人等に対する監督等を行うこととされている。委員会は、このように、公益法人の公益性の認定や公益法人に対する監督など法令の執行に係る判断を行うこととされており、その意味で、実質的に行政責任を担っている。

参考：公益認定等委員会「設置根拠・運営規則等」

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/index.html>

委員会では、委員会と公益法人関係者とがお互いの問題意識等について理解を深めることを目的に、審査、監督に並ぶ第3の柱として、「法人との対話」に取り組んでいる。

<付属資料2> 委員会委員名簿

<付属資料3> 委員会の事務・権限

## 2. 平成29年度における取組

委員会は、平成29年度には計24回開催し、公益認定等に係る申請について審査を行うとともに、公益法人の適正な運営を確保するために必要な審議を行った。また、法人運営をサポートする視点で、行政庁（内閣府）と連携して制度の周知啓発に努めるとともに、法人から学び、よき活動を応援していく観点から法人訪問を行うなど、法人との対話に取り組んだ。

参考：委員長の新年の御挨拶

（公益認定等委員会だより 平成30年1月19日発行第70

号）<https://www.koeki-info.go.jp/commission/iinkaidayori.html>

### （1）審査及び監督

委員会においては、「民による公益の増進」という新公益法人制度の趣旨に鑑み、審査に当たって、各法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「暖かく」審査に臨むこととしている。内閣府と連携し、認定や認可の審査の標準処理期間を定め、申請から原則4か月（変更認定申請については40日）以内に審査を行うことを目指し、多様な公益の担い手が積極的に公益目的事業を行うことができるよう「柔軟かつ迅速な審査」を進めた。

また、公益法人は、民による公益の担い手として自らを律することが大前提ではあるが、委員会としても、公益法人の事業の適正な運営を確保するため、定期提出書類のチェックや立入検査、報告徴収等を通じて法人運営について把握し、適切に監督上の措置が講じられるよう努めた。

## (2) 公益法人等に対する支援

委員会は、内閣府と連携し、申請書や定期提出書類の作成に必要な情報提供の充実を図るとともに、相談会や各種セミナー等を通じて、申請に対する支援や、法人運営の支援に当たってきた。

### ア. 法人に対する情報提供の充実

法人の申請事務や業務運営に資するよう、各種の手段により情報提供の充実を図った。

#### a 申請書類の記載例公表等

公益法人等が申請書類を作成する際の参考となるよう、各種申請書類作成の手引きや申請書類の記載例をホームページ「公益法人 information」で公表している。

#### b よくある誤解への回答等

認定法等の解釈や運用について、公益法人等によく見られる誤解について、一問一答形式で分かりやすく解説し、ホームページ「公益法人 information」で公表している。

#### c 法人に対する注意喚起・周知

制度理解を深め、法人のガバナンスを高めてもらう観点から、法人運営上よくある誤りを整理したもの等を「公益法人 information」で公表するとともに、「内閣府 公益法人メールマガジン」で案内し、注意喚起を行っている（P56 参照）。

#### d 公益法人の役員必携「携帯版リーフレット」の提供

公益法人の各機関（理事、監事等）の役割と責任についての理解を促進するため、ポケットリーフレットサイズの「公益法人の各機関の役割と責任」（携帯版）を「公益法人 information」で提供している。

#### e 「公益目的事業に係る変更認定・届出ガイド」の提供

変更認定が必要な場合及び変更届出が必要な場合の考え方について、「公益目的事業に係る変更認定・届出ガイド」として、内閣府がこれまで示してきた基本的な考え方を改めて整理して提示するとともに、「ケース・スタディ」として、具体的な事例を用いて公益

目的事業の内容をどのように変更した場合に変更認定申請・変更届出が必要となるのかについて「公益法人 information」で公表している。

### 法人に対する注意喚起～定期提出書類提出に際して～

内閣府では、定期提出書類の提出期限に先立ち（期限の3か月前、2か月前及び1か月前）、定期提出書類の提出時期が近づいていることについての注意喚起をするメールを各法人に向けて配信している。このメールにおいては、同時に「<<理事、監事、そして法人事務局幹部のみなさまへ>>」として、書類の作成・提出に当たり、法人において確認と対応を要する項目を具体的に示している。

#### 《メールに挙げられている留意点の例》

- 事業計画等の提出期限前のメール（公益法人）
  - ・ 次年度より新たな事業を始める計画があるか。ある場合、それは定款や公益（移行）認定申請書に明記されたものか。…公益（移行）認定申請書にない新たな事業を実施する場合、あらかじめ変更認定申請が必要になる。万一既に新たな事業を始めていた場合には、行政庁に一報の上、大至急手続きをとること。
  - ・ 決算において財務3基準（収支相償、公益目的事業比率、遊休財産保有制限）を満たす見込みがあるか。…やむを得ない事情で基準を満たさない場合は、解消策を翌年度の事業計画に盛り込むなどの手段を講じること。
  - ・ 正味財産が赤字（または僅少）とならないか。…公益法人には、事業を適切に実施するための財政基盤が求められる。
- 事業報告等の提出期限前のメール（公益法人）
  - ・ 決算承認のための社員総会（評議員会）と理事会の開催間隔は適切か。…計算書類及び事業報告等を承認する理事会の開催日と社員総会（評議員会）の開催日は、中14日以上空ける必要がある。
  - ・ 役員等の交代はないか。ある場合、届出等は適切か。
  - ・ 未認定の事業を実施していないか、財務3基準を満たしているか、等。
- 公益目的支出計画実施報告書の提出期限前のメール（移行法人）
  - ・ 移行後、純資産額が公益目的財産残額を下回っていることはないか。…公益目的支出計画の確実な実施の確保のため、純資産の流出を止める手立てが必要。
  - ・ 公益目的支出計画の対象事業の支出が計画に比べ著しく少なくなっていないか。…公益目的支出計画の変更認可申請が必要。
  - ・ 公益目的支出計画の進行状況が計画より遅れていないか。…計画期間の延長が確実な場合は変更認可申請が必要。

このような形で留意事項を示し、これらを法人全体で共有することが法人のガバナンスを確保する上で重要である旨を伝えることにより、法に基づいた監督措置に至る以前の段階で、各法人が主体的に自己規律を確保することが期待される。

## イ. 申請等に向けた各種サポート

公益法人・移行法人や、新規の公益認定申請を検討している法人等を対象に、公益法人制度の基礎、各種申請の内容等まで、法人の状況に合わせた様々なサポートを行っている。

### a 窓口相談、電話相談

内閣府担当者（委員会事務局）が、広く制度についての照会を受けられる電話相談のほか、担当者が時間を決めて申請法人の具体的な質問に応ずる窓口相談を実施している。

### b テーマ別セミナー（基礎的研修会）の開催

公益法人等を対象に、内閣府担当者（委員会事務局）が法人運営に関する多岐にわたるテーマを説明する「テーマ別セミナー」（年3～4回程度開催）を実施している。平成29年度には、3回のセミナーを開催し、延べ363法人が参加した。

### c 民間専門家を活用した相談会の開催

申請や法人運営に関して、内閣府が委嘱する専門家（弁護士、公認会計士、税理士等の専門的知識を有する者）を相談員とした相談会を東京及び各地方で開催している。平成29年度には、16回（東京10回・地方6回）開催し、437法人が参加した。併せて、内閣府担当者（委員会事務局）による簡易セミナー（基本的事項の説明会）も開催した。

#### 民間の専門家による相談会

- 月1～2回程度開催（1回3～4時間程度、1法人当たり1時間程度）
- 1回当たり相談員10人程度で対応（ブース形式）  
→ 1回当たり約30～40法人の相談に対応
- 受託者において、法人の実情に即した理解促進方策（相談会）を企画立案し、適切に実施（相談事項の割振、相談員の管理・指導・評価等を含む。）
- 公益法人は「民が担う公益」の主体であるが、そうした公益法人向けの申請支援においても、民間の専門資格者を活用して、法人目線での相談を行っている。



### d 法人が開催する研修会等への講師派遣

新制度の普及・啓発及び申請に向けたサポートを行うため、要望に応じ、法人等が開催する研修会等に内閣府担当者（委員会事務局）を講師として派遣している。

### (3) 法人との対話

公益法人は、公益の増進という高い志を礎に、法人の設立理念に則って自立し、自律性を十分に発揮して運営していくことが求められる。このため、公益法人の関係者は、法令の遵守は無論のこと、誇りと責任意識をもって、公益法人の運営に携わることが期待されている。

また、公益の増進のためには、これを受ける側である国民・市民の立場や思いに常に配慮することが大切であり、認定法の運用に携わる委員会と、公益の増進に直接的に寄与する公益法人の関係者は、共にこのことを意識し、各々の活動にあたっていかなければならない。

このような考えから、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として、公益法人等の関係者と対面し、相互に情報発信や意見交換を行い意思疎通を図る「法人との対話」を行い、国民・市民のための公益の増進の在り方を、公益法人をはじめとする法人の関係者と共に考え続け、その成果を広く発信していくこととし、平成29年4月にその活動予定を策定・公表した。

平成29年度に実施した活動を以下に例示する。

参考：法人との対話

[https://www.koeki-info.go.jp/commission/pdf/290407\\_houjin\\_taiwa.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/commission/pdf/290407_houjin_taiwa.pdf)

#### ア. ラウンドテーブル

委員会の委員と法人の関係者等が、「民による公益の増進」という共通の目標の下、率直な意見交換を行い、知見を共有して全国へ発信するため、「企業財団による活動の現状と今後の展開」をテーマに実施した。

参考：「民による公益の増進」のためのラウンドテーブル

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>

参考：公益認定等委員会だより 平成30年4月13日発行第73号

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/iinkaidayori.html>

#### イ. 法人訪問

公益法人による公益活動を応援するとともに、公益法人の活動支援などの検討に当たっての参考とするため、委員会の委員が公益法人を直接訪問し、当該法人の活動状況を視察し、理事等と意見交換を行った。

平成29年度は（公財）三菱商事復興支援財団、（公財）中谷医工計測技術振興財団及び（公財）日本財団の3つの内閣府認定の法人を訪問した。

また、委員会委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換（P 59 参照）の機会に、都道府県の認定に係る 5 法人を訪問した。

#### 公益認定等委員会委員の法人訪問

公益認定等委員会では、各ブロックの都道府県の合議制機関委員との意見交換会に併せて、平成 24 年度から、それぞれの地域に根差した事業を行っている公益法人を訪問して意見交換を行っている。平成 29 年度には、下記の 5 法人を訪問し、訪問の様様を、写真を付して「公益認定等委員会だより」で紹介した。

##### ○ 公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター（9月7日岩手県）

本法人は、岩手県釜石・大槌地域における産業支援、中小企業振興の拠点となるべく、財団法人として平成4年に設立された。平成 23 年の東日本大震災では、施設が大規模半壊となったが、施設を復旧させるとともに、被災中小企業者の復旧・復興を最優先に、復興の拠点と地域の発展のために活動している。

意見交換では、本法人が拠点となって地域活性化の知恵を出し、「三陸が日本活性化のモデル」としたいとのお考えを伺った。



##### ○ 公益社団法人岐阜県交響楽団（9月14日岐阜県）

本法人は、昭和 28 年に発足し、昭和 50 年に社団法人に改組して活動してきた。「地域の文化のバロメーターは、地域の交響楽団である。」という創立時のリーダーの言葉に基づき、岐阜県内で演奏活動を行っている。地域の方々に支援していただくとともに、地域に対して貢献できるような楽団を目指してこれからも邁進していくことが、楽団員全員の総意であるとお話を伺った。



○ 公益社団法人紀の国被害者支援センター（10月6日和歌山県）

本法人は、事件・事故等の被害に遭われた和歌山県内の方やその家族又は遺族に対して各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、支援等を通じて地域の安全に寄与することを目的として活動している。

今後の課題として、誰にも相談できず一人で悩む被害者を減らすための被害者の把握率の向上とともに、自主財源の確保を挙げられ、公益法人となった現在もファンドレイジングに積極的に取り組まれていることなどを伺った。



○ 公益財団法人沖縄県体育協会（11月1日沖縄県）

本法人は、スポーツを振興し、県民の体力の向上とスポーツ精神の養成を通じて、心身の健全な発達を図ることを目的として活動している。

沖縄県の温暖な気候からプロ野球のキャンプ等や2020年開催予定の東京オリンピックに向け、国内外を問わず合宿に関する問い合わせが多数ある。法人は沖縄県等と連携し、子供達がトップ選手を間近で見ることができる環境を整備するなどして選手の誘致及び強化につなげていくとともに、アンチ・ドーピングに対する周知や研究を行っていることなど、活動の状況をお話しいただいた。



○ 公益財団法人山口きらめき財団（11月14日山口県）

本法人は、財団法人山口県文化振興財団、財団法人やまぐち女性及び財団法人やまぐち県民活動きらめき財団が合併して、平成24年に設立された。

意見交換では、法人の活動の中で大きな柱となっている「県民活動支援事業」では、自主的・主体的な県民活動を展開する活動団体に助成金を交付しているが、活動団体に対し一定比率の自己資金負担を求めているほか、事業内容にも一定の質の確保を求めていることなどを御紹介いただいた。



## (4) 広報活動

委員会では、広く情報発信をしていく観点から、法人関係者に向けた法人運営等に係る情報及び国民に向けた公益法人の活動情報に関する広報について、内閣府と連携し、積極的に取組を進めてきた。

### ア. 公益認定等委員会だより

委員会では、法人関係者に向けた情報発信として、月刊のニューズレターである「公益認定等委員会だより」を発行している(注)。

平成29年度には、公益認定等委員会だよりに以下のような記事を掲載し、公益法人等に対する情報提供を行った。

(注) 平成23年12月から月刊。それ以前は、3月に1度の発行であった。

#### 【主な記事】

- 委員長からの「新年の御挨拶」
- 公益法人に係る栄典の授与について
- 平成28年度「公益法人の寄附金収入に関する実態調査」の結果について
- 公益認定等委員会委員が訪問した公益法人等の活動紹介
- 公益認定申請及び公益法人・一般法人運営に関する相談会、テーマ別セミナーなどの案内
- 公益法人の役員必携「携帯版リーフレット」について、決算及び定期提出書類の留意事項
- その他申請作業や運営の参考となる資料

### イ. ホームページ「公益法人 information」

内閣府及び都道府県は、答申書・公示文書の公表や新制度等に関するFAQ（「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問」）や申請書類作成の手引き等、多様な情報を掲載するホームページ「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)を共同で整備・運用している。同サイトはまた、公益認定を電子申請する際及び公益法人や移行法人が各種定期提出書類を電子的に提出する際のシステム(PICTIS)の入口を提供している。これらの電子申請率は約98%である。

### 【主な掲載記事】

- 公益法人の各機関の役割と責任<携帯版・A4版>
- 「法人との対話」について
- 「法人との対話」の主な取組事項
  - ・法人訪問の意見交換概要
    - (公財) 三菱商事復興支援財団、(公財) 中谷医工計測技術振興財団、(公財) 日本財団)

## ウ. SNS等による情報発信

委員会の活動状況、公益法人制度等に関する情報について、より一層の広報活動の充実を図るため、内閣府公益法人行政担当室が委員会と連携して、平成27年度からSNS（Facebook及びTwitter）を通じた情報発信を行っている\*。

※平成26年11月から12月にかけて試行運用。

平成29年度には、公益法人、都道府県公益法人行政担当課室や国民の方々へ向けて公益法人の現況や公益法人の運営に役立つ情報等を「内閣府 公益法人メールマガジン」において配信するとともに、SNSにおいても法人訪問の様式や、テーマ別セミナー及び相談会の開催情報等を発信した。

### 【主な発信内容】

- 「法人との対話」の主な取組事項
  - ・「公益認定等委員会だより」の発行
  - ・法人訪問の意見交換概要
- テーマ別セミナー・相談会等の案内
- 公益法人運営のワンポイントアドバイス

## エ. NPO部局と共同でホームページを運営

内閣府共助社会づくり推進担当と協力し、公益法人とNPO法人に関する制度及び税制上の優遇措置の比較解説を掲載するとともに、寄附者の判断に資するよう都道府県別に税額控除の対象となる公益法人とNPO法人の一覧を提供している。

## (5) 制度的課題への取組

委員会は、関連の政令及び内閣府令の制定について諮問を受け答申することとされているほか、審査基準とされた公益認定等ガイドラインの策定を行ってきた。また、公益法人に関する税制を含む各種の制度的課題に深い関心を有しており、そうした観点から、内閣府と連携を図ってきた。

### ア. 公益法人の会計に関する研究会

委員会は、平成25年7月、公益法人の会計に関する実務上の課題や公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応するため、公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）を設置し、専門的な観点から公益法人の会計の諸課題について具体的な検討を行うこととした。

研究会は、平成25年8月（初回）から27年1月まで16回に渡って開催され、検討結果として「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（以下「26年度報告」という。）」を公表した。

参考：会計研究会（平成27年3月30日公表）

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>

平成27年度においては、企業会計基準の公益法人への適用の要否など、上記に記載したとおり引き続き検討することとされた課題について、日本公認会計士協会のご協力も得ながら審議を重ねてきた。

5回にわたる審議の結果、26年度報告と同様、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）及び公益法人会計基準の運用指針（同）を補完するものとして取りまとめ、「平成27年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（以下「27年度報告」という。）」を公表した。

参考：会計研究会（平成28年3月24日公表）

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>

平成 28 年度においては、新制度への移行がほぼ完了し、新制度の下での運用が積み重ねられる中、実務上生じている諸々の課題について検討を行った。

5 回にわたる審議の結果、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針を補完するものとの位置づけではないが、「平成 28 年度公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について（以下「28 年度報告」という。）」を公表した。

検討の整理としては、①公益目的取得財産残額の算定方法の検討、②定期提出書類上の記載内容の明確化、③公益法人会計基準等の一覧性の向上・整合性の確保、④異常値の発生への対応、⑤特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化の 5 項目からなる。

参考：会計研究会（平成 29 年 6 月 15 日公表）

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>

平成 29 年度の研究会においては、主として、28 年度報告において引き続き検討を行う必要があるとされた「特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化」について検討を行い、平成 28 年度の検討結果を踏まえ更に議論を深め、法制度面での検討も行いつつ、5 回にあたる審議の結果一定の結論に達することができた。

また、日本公認会計士協会と連携し、同協会における検討結果を踏まえ、財務諸表における勘定科目の明確化の措置について結論を得た。

そのほか、28 年度報告において行政庁が検討を進めることとされた別表 H 簡便版の検討・作業状況についてフォローアップを行った。

以上のような内容となる本年度の報告書は、26 年度報告及び 27 年度報告と同様に、公益法人会計基準（平成 20 年内閣府公益認定等委員会）及び公益法人会計基準の運用指針（平成 20 年内閣府公益認定等委員会。以下「運用指針」という。）を補完するものとの位置付けを有している。

検討の整理としては、①特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化、②財務諸表における勘定科目の明確化の検討、③別表 H 簡便版の作成のフォローアップの 3 項目からなる。

参考：会計研究会（平成 30 年 6 月 25 日公表）

<https://www.koeki-info.go.jp/commission/katudo.html>

公益法人の会計の在り方についても、寄附者を始めとする国民にとって分かりやすく、また法人にとってもより利用しやすいものとしていく必要がある。研究会は、このような観点に立って、公益法人制度の普及促進を図るべく、引き続き会計に関する課題の整理と対応策の検討を平成 29 年度以降も行っていく予定である。

< 付属資料 4 > 公益法人の会計に関する諸課題の検討について

< 付属資料 5 > 平成 29 年度会計研究会のテーマ

#### イ. F A Q の修正・追加

F A Q は、新公益法人制度の下のような様々な仕組みや手続、考え方や留意点について具体的な設問の形で説明をするものであり、関係者に広く参照されている。委員会としても、審査の実績から導き出される解釈や考え方について、F A Q の追加・公表に関与するなど、一般法人の公益認定申請や公益法人の業務運営の上で有益な情報が幅広く伝わるよう取り組んでいるところである。

### 3. 公益認定等委員会と都道府県間の連携

認定法の規定に基づき、都道府県においても、合議制の機関が設置されており、公益認定等に係る都道府県知事からの諮問に応じて審議し、答申を行うとともに、公益法人等に対する監督を実施している。

公益認定に当たっては、詳細な法定基準の下で、全行政庁が公益認定等ガイドラインを審査基準としているが、個々の事案の判断については、各合議制の機関の判断が尊重されることとなる。

他方で、制度の運用に当たっては、国と都道府県の間及び各都道府県の間で重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、行政庁間の情報交流を図る必要がある。また、民間の創意を活かした多数の法人を世に送り出すためには、公益認定等委員会と都道府県の合議制機関とが認識を共有し、連携することが重要である。

このため、合議制機関の役割や、審査の在り方について理解を深め、委員相互の意思疎通を図るべく、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会を実施している。

このための機会として、公益法人制度に関する全国連絡会議や各地域で開催されるブロック会議がある。

<付属資料 6 > 各行政庁公益法人行政主管部局一覧

<付属資料 7 > 都道府県の合議制機関の委員名簿

【平成 29 年度の開催実績】

ブロック	日 時	場 所	出席した委員	主なテーマ
北海道東北	9 月 8 日	岩手県	山下委員長、小林委員、堀委員	・収支相償未充足法人への対応 ・クラウドファンディング 等
関東甲信越静	11 月 2 日	東京都	山下委員長、小森委員長代理、小林委員、恵委員	・収支相償未充足法人への対応 ・特定費用準備資金の具体例等
東海北陸	9 月 15 日	岐阜県	山下委員長、小林委員、恵委員	・事業の公益性 ・残余財産の帰属先承認申請等
近畿	10 月 5 日	和歌山県	小森委員長代理、北地委員、小林委員	・変更認定・認可申請懈怠 ・立入検査の実施頻度 等
中国四国	11 月 13 日	山口県	小森委員長代理、恵委員	・報告徴収の実施例 ・立入検査の実施頻度 等
九州沖縄	10 月 31 日	沖縄県	小森委員長代理、恵委員	・収支相償 ・特別の利益の供与 等

公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の連携と同様に、内閣府及び 47 都道府県の行政庁間においても連携を図る必要がある。このため、関連する内閣府令、同ガイドライン、FAQの改正時などは事前に行政庁間で意見交換を行い、都道府県の意見を改正等に反映している。また、公益認定等委員会の委員と都道府県の合議制機関の委員による意見交換会に併せて、行政庁の事務職員をメンバーとするブロック会議を開催することなどにより、日常的に情報共有を進めている。

## 第2章 委員会の事務処理状況

---

公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定することとされている。一般法人の公益認定、特例民法法人の移行認定・移行認可、公益法人の変更認定、一般法人の公益目的支出計画の変更認可、合併による地位の承継の認可等の申請に対し行政庁が処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関（行政庁が内閣総理大臣の場合は、公益認定等委員会）に諮問しなければならないとされている。

委員会においては、①各法人の活動実態を踏まえつつ、それぞれの創意工夫や自主性を尊重する姿勢で取り組み、②法令の規定の遵守を前提としつつも、常に改革の本旨に立ち返り、柔軟性をもって判断することとし、③審議を「甘く」することはしないが、「暖かく」審議に臨むという姿勢で、審議を行うことを基本としている。

### 1. 公益法人に係る審査

#### (1) 公益認定・移行認定の申請

公益目的事業を行う一般法人が公益認定を求める場合は、行政庁に申請し、行政庁の認定（以下「公益認定」という。）を受けられる（認定法 § 4、 § 7）。

特例民法法人が現行制度の公益法人への移行を求める場合は、平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの 5 年間の移行期間中に行政庁に申請し、行政庁から認定（以下「移行認定」という。）を受けられることとされていた（整備法 § 44、 § 99、 § 103）。

行政庁は、これらの処分を行う場合には、認定法等の定める欠格事由に該当する場合等を除き、公益認定等委員会又は都道府県の合議制の機関（以下「委員会等」という。）に諮問しなければならない（整備法 § 133 II、認定法 § 43 I ①）。これらの行政処分は行政庁の名前で行われるが、処分の前提となる基準適合性についての判断は、各行政庁に置かれた委員会等に実質的に委ねられており、委員会等の答申を踏まえ、これを尊重して行政庁が処分を行う仕組みが採られている。

## 国・都道府県別事務処理区分別件数の推移

### 表 2-2-1 申請件数

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公益認定	内閣府	46	41	42	60	61	72
	都道府県	41	57	48	39	33	50
移行認定	内閣府	502	97	0	0	0	0
	都道府県	2,319	440	0	0	0	0
合計	内閣府	548	138	42	60	61	72
	都道府県	2,360	497	48	39	33	50

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

### 表 2-2-2 諮問件数

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公益認定	内閣府	50	40	39	42	46	56
	都道府県	31	59	46	37	31	37
移行認定	内閣府	576	122	4	2	0	0
	都道府県	2,353	570	31	0	2	0
合計	内閣府	626	162	43	44	46	56
	都道府県	2,384	629	77	37	33	37

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

### 表 2-2-3 答申件数

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公益認定	内閣府	51	40	39	44	46	59
	都道府県	30	60	49	38	34	34
移行認定	内閣府	583	126	6	3	0	0
	都道府県	2,415	629	33	2	2	0
合計	内閣府	634	166	45	47	46	59
	都道府県	2,445	689	82	40	36	34

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

**表 2-2-4 認定処分件数**

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公益認定	内閣府	44	47	32	44	46	53
	都道府県	30	47	52	41	41	29
移行認定	内閣府	596	131	6	3	0	0
	都道府県	2,398	663	35	4	1	0
合計	内閣府	640	178	38	47	46	53
	都道府県	2,428	710	87	45	42	29

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

**表 2-2-5 不認定処分件数**

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公益認定	内閣府	0	0	2	1	4	4
	都道府県	0	0	1	0	3	1
移行認定	内閣府	0	0	3	1	0	0
	都道府県	0	2	0	0	1	0
合計	内閣府	0	0	5	2	4	4
	都道府県	0	2	1	0	4	1

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

### ○取下げ等件数

申請に対する処分を受ける前であれば、申請を取下げることはいつでも可能である(注)ため、取下げの時点は様々である。

このほか、申請が形式上の要件を具備しない場合、行政手続法第7条に基づき行政庁は申請を拒否しなければならない。

(注) 移行認定を申請した特例民法法人が移行期間満了後に移行認定の申請を取下げた場合には、移行期間満了後の特例で移行認可を併行申請している場合を除き、移行期間満了の日に遡って解散したものとみなされる(整備法 § 46 I、 § 116)。移行認可の申請を拒否された場合も、同様である。

表 2-2-6 取下げ件数

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公益認定	内閣府	4	19	21	38	28	31
	都道府県	6	7	6	11	6	11
移行認定	内閣府	26	18	5	2	0	0
	都道府県	108	80	10	0	1	0
合計	内閣府	30	37	26	40	28	31
	都道府県	114	87	16	11	7	11

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

表 2-2-7 拒否処分件数

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公益認定	内閣府	1	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
移行認定	内閣府	0	1	4	1	0	0
	都道府県	0	1	5	0	0	0
合計	内閣府	1	1	4	1	0	0
	都道府県	0	1	5	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## (2) 変更認定申請及び変更の届出

公益法人は、①公益目的事業の種類又は内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、②収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更を伴う場合に限る。）、③公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴う場合に限る。）を行おうとするときは、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない（認定法 § 11、認定法施行規則 § 7）。

また、変更認定が必要ない場合であっても、公益法人は、①法人の名称又は代表者の氏名等の変更、②公益目的事業の種類・内容若しくは収益事業等の内容の変更（申請書の記載の変更がない場合）又は（公益目的事業を行う区域若しくは事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴わない

場合)、③定款の変更(変更認定を要するものを除く。)等があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない(認定法 § 13 I)。

**表 2-2-8 変更認定申請・変更届出件数**

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	変更認定	49	79	125	125	128	133
	変更届	1,975	2,727	2,931	3,040	3,086	3,163
都道府県	変更認定	137	462	449	384	326	306
	変更届	4,602	8,077	9,247	9,386	9,066	9,648
合計	変更認定	186	541	574	509	454	439
	変更届	6,577	10,804	12,178	12,426	12,152	12,811

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

**表 2-2-9 変更認定処分件数**

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府		40	73	115	125	111	125
都道府県		123	412	452	360	307	261
合計		163	485	567	485	418	386

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

### (3) 合併の届出等

公益法人は、合併をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出る必要がある(認定法 § 24 I)。また、公益法人が新設合併契約を締結した場合において、行政庁の認可を得て、当該新設合併により設立する法人に公益法人の地位を承継させることができる(認定法 § 25 I・II・III)。

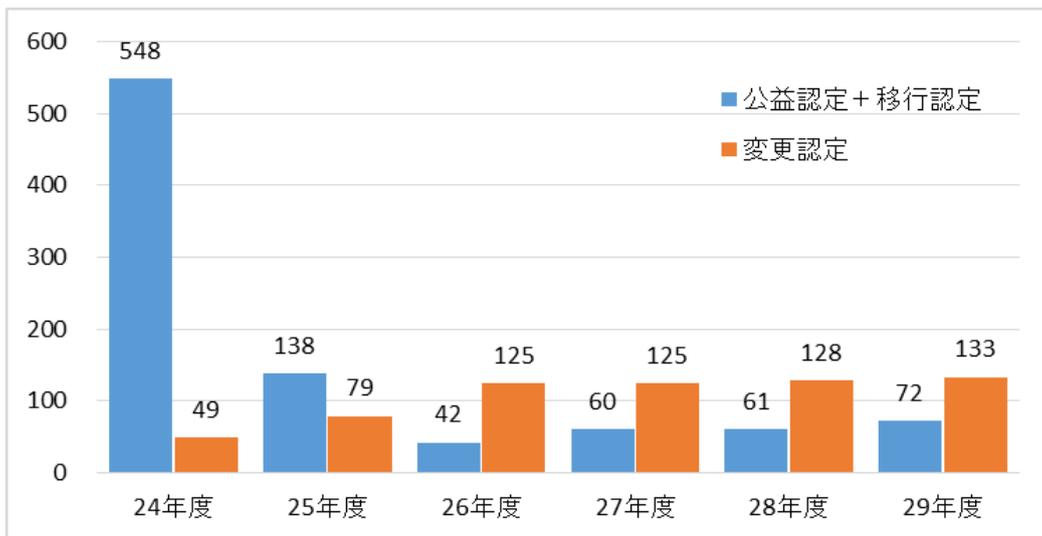
行政庁は、合併の届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない(認定法 § 45 I)。また、消滅公益法人の地位承継の認可申請に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない。

表 2-2-10 合併の届出・地位承継の認可申請件数

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	届出	3	4	10	2	0	7
	許可申請	0	0	0	0	0	0
都道府県	届出	1	9	3	6	7	8
	許可申請	0	1	0	1	0	1
合計	届出	4	13	13	8	7	15
	許可申請	0	1	0	1	0	1

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

図 2-2-1 公益認定・移行認定申請件数と変更認定申請件数の推移  
(内閣府)



(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## 2. 公益法人の監督

認定法は、公益法人に対して、民間による公益を担う主体として自己規律及び適正な事業実施を期待し、また前提としている。このために、公益法人においては、理事、監事等の公益法人の各機関が法の規定に則り期待される

役割を適切に果たすことにより、自らを規律していくことが運営の基本原則である。

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保する観点から、認定法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。

公益法人制度改革により①監督について主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、次のような考え方で公益法人の監督に臨むことを基本とするとしている。

- ア 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- イ 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- ウ 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- エ 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

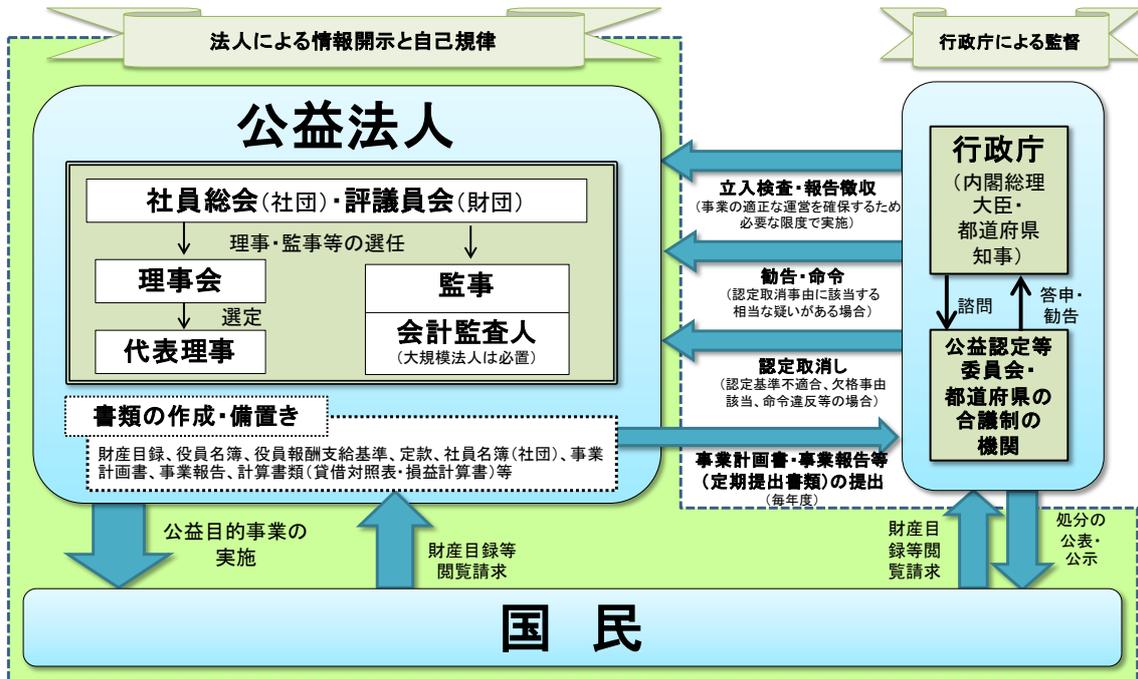
また、移行法人については、公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、整備法の規定に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。移行法人についても、公益の目的のために支出を行う限りにおいて共通の規律が必要と考えられることから、原則として公益法人の監督に準じた考え方で監督を行うこととしている。

参考： 監督の基本的考え方

<https://www.koeki->

[info.go.jp/pictis\\_portal/contents.do?bunNo=1120015281&meisaiNo=1120012688](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/contents.do?bunNo=1120015281&meisaiNo=1120012688)

## 公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要



### (1) 定期提出書類等の審査

#### ア. 制度の概要

公益法人の監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっている。公益法人が定期的に行政庁に対して提出することとされている事業計画書や事業報告など（認定法 § 22）については、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている（認定法 § 45 I、 § 53 II）。このほか、変更の届出、合併に係る届出についても、その写しを委員会等に送付しなければならないとされている（P64 参照）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、必要があると認めるときは、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができるとされている（認定法 § 46 I、 § 54）。

## イ. 事務処理状況

公益法人による事業計画書等及び事業報告等の提出件数は、公益法人の増加により年々件数が増えている。

表 2-2-11 事業計画・事業報告の提出件数

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	事業計画	1,629	2,199	2,358	2,369	2,410	2,431
	事業報告	934	1,698	2,241	2,345	2,383	2,421
都道府県	事業計画	3,936	6,299	7,054	7,022	7,010	7,044
	事業報告	1,513	4,157	6,529	7,010	7,023	7,060
合計	事業計画	5,565	8,498	9,412	9,391	9,420	9,475
	事業報告	2,447	5,855	8,770	9,355	9,406	9,481

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## (2) 立入検査

### ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（注））は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる（認定法 § 27 I、§ 59 I・II）。

(注) 国の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが（認定法 § 27 I）、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものを除き、委員会にその権限を委任するとされている（§ 59 I）。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある（§ 59 II）

### イ. 立入検査の考え方

監督の具体的措置のうち、立入検査は、公益法人の実態把握のための重要な手段の一つである。「監督の基本的考え方」を踏まえ、公益法人に対しては認定法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、平成 21 年 12 月に「立入検査の考え方」を公

表（平成 26 年 5 月に一部改訂）し、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

- a 公益法人の立入検査は、認定法第 27 条第 1 項で示された、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」、すなわち法令で明確に定められた公益法人として遵守すべき事項に関する公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から行う。
- b 全ての法人に対する立入検査を、概ね 3 年を目途に一巡するスケジュールで実施することとする。

立入検査を適切なものとするために、年度当初までに立入検査に関する計画を毎年作成する。公益法人の事業の運営状況に応じて立入検査の頻度を増やすなど、重点的かつ機動的な計画とする。

立入検査の対象となる公益法人へは、立入検査実施予定日の概ね 1 か月前に立入検査の実施日時、場所等を通知する。
- c 立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合又は必要があると判断する場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行う。
- d 公益認定審査等の際の監督担当者への申送り事項等、定期提出書類、変更の届出、報告徴収で得られた情報、外部から提供された情報等を活用し、公益目的事業の実態等立入検査を行わなければ確認が困難な事項を中心に、重点的に検査を実施する。現場における検査の状況等から検査対象事項を拡げる必要がある場合は、臨機応変に対応する。

法人運営全般については、理事及び監事等法人運営に責任を持つ者から説明を求める。
- e 公益認定の基準又は欠格事由等に関連する公益法人の問題点が発覚した場合には、問題点の重大さを勘案して、適時適切に立入検査を実施する。

### 立入検査時によくある指摘事項の周知徹底

公益認定等委員会及び内閣府では、移行期間が終了した平成 26 年度から立入検査の実施を本格化させている。立入検査の際の指摘事項には、多くの法人に共通するものも見られることから、「法人運営における留意事項～立入検査における主な指摘事項を踏まえて～」として取り纏め、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)に掲載しているほか、各種セミナーにおいて取り上げ、毎月発行している「公益認定等委員会だより」に随時掲載するなどして周知に努めている。

#### ○機関運営関係の指摘事項

決算承認の理事会と社員総会（評議員会）の開催間隔については、法人法の規定により決算承認の社員総会（評議員会）が開かれる2週間前から計算書類等を備え置くことになっているため、理事会と社員総会（評議員会）の間を中2週間以上空ける必要があるが、同日開催を行っている事例がしばしば見受けられる。全国に役員が点在している法人の場合など、「一堂に会する」ことが実際には難しいといった声も聞かれるが、法令及び定款に基づき「決議の省略」を行ったり、電話会議などを利用したりすることも可能であり、適切に開催することが求められる。

また、代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないことが法人法に定められているが、その実施が確認できない事例が見受けられる。実際は職務執行状況の報告は行われているものの、議事録に明記されていないために確認できない事例も多いが、適切に議事録の作成が行われる必要がある。

#### ○業務の手続き関係の指摘事項

手続き関係では、変更認定申請・変更届出の懈怠が挙げられる。

認定法により、公益目的事業や収益事業等の内容の変更等を行うなどの場合には、事前に変更認定申請を行い、認定を受ける必要がある。また、役員の変更等に際しては、変更後遅滞なく変更届出を行う必要がある。公益法人は、申請書の記載に基づき公益認定を受けたものであり、申請書に記載されていない事業を新たに実施したり、申請書の記載と異なる方法で事業したりすることは、大きな問題である。

その他、組織の実態と内部規則との乖離、書類の備え置きの不備等も事業運営等の不備の例として散見される。

#### ○その他の指摘事項

財務・会計関係では、無報酬との規定にかかわらず一定額の役員報酬を支給していた事例や、現預金・印鑑・金庫管理が不十分等の事例が挙げられる。法人には継続的・安定的な公益目的事業の実施を担保するための経理的基礎を有することが必要であり、鍵のかかる金庫を使用する、鍵の管理者と経理担当者を別にするなど、適正な財産管理を日頃から徹底することが求められる。

参考： 立入検査における主な指摘事項を踏まえて

[https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/houjinunei\\_ryuujukou.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/houjinunei_ryuujukou.pdf)

## ウ. 公益認定等委員会及び内閣府の事務処理状況

委員会及び内閣府は、公益法人に対して平成 29 年度に 697 件の立入検査を実施している。

表 2-2-12 公益法人に対する立入検査の実施件数の推移

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	28	151	553	764	633	697
都道府県	433	1,463	2,416	2,267	2,282	2,318
合計	461	1,614	2,969	3,031	2,915	3,015

なお、移行期間終了後の立入検査の本格実施に伴い、内閣府における立入検査は、全法人について概ね 3 年を目途に立入検査が一巡するスケジュールで実施しているところである。

## (3) 報告徴収

### ア. 制度の概要

委員会等（国において、欠格事由に該当するか否かの調査に関するものについては、内閣総理大臣（P69 の（注）参照））は公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、当該法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる（認定法 § 27 I、§ 59 I II）。

### イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

報告徴収について、委員会は、公益法人に対して、平成 29 年度に 24 件、次表のとおり報告を求めている。

表 2-2-13 公益法人に対する報告徴収件数の推移

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	21	27	39	24	14	24
都道府県	32	107	70	91	112	70
合計	53	134	109	115	126	94

（注）表中の「年度」は、各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指す。

法人種別	報告要求書発出日	主な内容	報告提出日
公社	平成29年5月17日	①未認定事業実施の内容と時期、②未認定事業実施の経緯、③認定申請懈怠の理由、④理事会及び監事の認識、対応等、⑤再発防止策を含めた今後講じる措置	平成29年6月9日
公財	平成29年6月15日	①理事会等の開催の有無等、②監事監査の実施の有無等、③毀損財産(役員報酬等の不適切な支出)の回復の対応方針等	平成29年7月14日
公社	平成29年9月6日	①平成26年度の決算数値、②寄附金の取扱い、③債務超過	平成29年8月7日
公社	平成29年8月31日	①事業内容等、②事業を行うこととなった経緯、③変更認定申請を行っていない理由、④理事及び監事の認識等、⑤再発防止策	平成29年9月29日
公社	平成29年8月31日	①事業内容等、②事業を行うこととなった経緯、③変更認定申請を行っていない理由、④理事及び監事の認識等、⑤再発防止策	平成29年9月29日
公財	平成29年9月13日	①収入が費用を上回った原因、②計画どおり特定費用準備資金等を計上していない理由、③解消策、④再発防止策、⑤理事会及び監事の認識等	平成29年10月13日
公社	平成29年9月27日	①収入が費用を上回った原因、②計画どおり事業拡大等を実施していない理由、③解消策、④再発防止策等、⑤理事会及び監事の認識等	平成29年12月15日
公財	平成29年9月28日	①収入が費用を上回った原因、②計画どおり事業拡大等を実施していない理由、③解消策、④再発防止策等、⑤理事会及び監事の認識等	平成29年11月15日
公財	平成29年9月29日	①寄附金返還に係る経緯、②寄附金取扱規定等の未整備に係る理由等、③寄附金の運用先等、④理事会及び監事の認識等、⑤改善策等	平成29年10月27日
公財	平成29年11月6日	①事業内容等、②事業を行うこととなった経緯、③変更認定申請を行っていない理由、④理事及び監事の認識等、⑤再発防止策	平成29年12月6日
公財	平成29年11月20日	①経理的基礎等、②事業報告等の提出の遅延	平成30年1月16日
公財	平成29年11月27日	①収入が費用を上回った原因、②計画どおり事業拡大できず、解消できていない理由、③剰余金の翌年度解消に向けた事業執行見込、④再発防止策、⑤剰余金の解消されないことについて理事会及び監事の認識等	平成29年12月15日
公社	平成29年11月27日	①収入が費用を上回った原因、②計画どおり事業拡大できず、解消できていない理由、③剰余金の翌年度解消に向けた事業執行見込、④再発防止策、⑤剰余金の解消されないことについて理事会及び監事の認識等	平成30年1月16日
公財	平成29年11月30日	①収入が費用を上回った原因、②計画どおり事業拡大できず、解消できていない理由、③剰余金の翌年度解消に向けた事業執行見込、④再発防止策、⑤剰余金の解消されないことについて理事会及び監事の認識等	平成30年1月11日

法人種別	報告要求書発出日	主な内容	報告提出日
公財	平成29年12月13日	①技術的能力等、②事業報告等における事実と異なる記載、③特別の利益、④法人運営上の疑義	平成30年5月14日 (認定取消申請)
公財	平成29年12月21日	①事業報告書の提出が遅延した理由、②今後の再発防止策	平成30年1月31日
公財	平成30年1月24日	①基金設立以前の法人の運営状況、②寄附申出から基金設立まで、③事務局体制を交代した経緯、④寄附金の返還を決定した経緯、⑤寄附金返還の覚書、⑥寄付者の寄附に対する認識、⑦事態の解消に向けた取組	平成30年3月22日
公社	平成30年2月19日	①収入が費用を上回った原因、②対応策が計画どおり実施されなかった理由、③解消する方策、④再発防止策、⑤理事会及び監事の認識と対応	平成30年3月28日
公社	平成30年2月20日	①収入が費用を上回った原因、②対応策が計画どおり実施されなかった理由、③解消する方策、④再発防止策、⑤理事会及び監事の認識と対応	平成30年3月16日
公財	平成30年2月23日	①提出された報告書と事業報告等に不整合がある事項の確認等	平成30年5月17日
公財	平成30年3月8日	①収入が費用を上回った原因、②対応策が計画どおり実施されなかった理由、③解消する方策、④再発防止策、⑤理事会及び監事の認識と対応	平成30年3月16日
公社	平成30年3月23日	①財政基盤悪化の経緯と理由、②公益認定後の負債の内訳と用途、③理事及び監事の把握の有無、④特別講演会実施の経緯等と寄附金の処理方法等、⑤理事会及び監事の認識・対応と社員への説明、⑥代表理事の認識と対応、⑦事態解消のための対策	平成30年6月15日
公財	平成30年3月27日	①異なる決算書に関する事実関係、②決算書作成の経緯、③経理処理の適正性の認識、④監査及び理事会での認識、⑤再発防止策	平成30年5月8日
公社	平成30年3月29日	①不透明と考えられる貸付けの実態等、②代表理事に対する貸付けの正当性、③理事及び監事の報酬等の額の変更の手続き	平成30年5月21日

#### (4) 勧告・命令の勧告・公益認定の取消しの勧告

##### ア. 制度の概要

委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、認定法第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる(認定法 § 46 I、 § 54)。また、行政庁は、委員会等の勧告に基づく場

合等以外に、第 28 条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（認定法 § 43 I、§ 51）。

## イ. 公益認定等委員会における事務処理状況

### (ア) 勧告

平成 29 年度において、委員会は、認定法第 46 条第 1 項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った勧告の実績はなかった。

**表 2-2-14 勧告件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	3	2	1	3	0
都道府県	0	0	1	1	2	0
合計	0	3	3	2	5	0

(注) 表中の「年度」は、各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指す。

### (イ) 命令の勧告

平成 29 年度において、委員会は、認定法第 46 条第 1 項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った命令の勧告の実績はなかった。

**表 2-2-15 命令の勧告件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指す。

### (ウ) 公益認定の取消しの勧告

平成 29 年度において、委員会は、認定法第 46 条第 1 項に基づき内閣府（内閣総理大臣）に対して行った公益認定の取消しの勧告の実績はなかった。

**表 2-2-16 公益認定の取消しの勧告件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	0	0	2	0	0
都道府県	0	0	0	1	0	0
合計	0	0	0	3	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指す。

なお、第 1 部 P 6 「表 1-2-5 年度別の公益認定の取消し件数」においては、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの取消し件数を集計。

### 「公益法人及び一般法人に対する監督の制度」

	公益法人	一般法人 (公益目的支出計画を実施中の法人)
適用法	法人法+認定法	法人法+整備法
監督の範囲	公益法人の事業の適正な運営の確保 (認定法 § 27)	公益目的支出計画の履行の確保 (整備法 § 123)
定期提出書類の種類	事業計画書等 (認定法 § 22) (事業年度開始日の前日まで) 事業報告等 (認定法 § 22) (事業年度経過後 3 か月以内)	公益目的支出計画実施報告書等 (整備法 § 127) (事業年度経過後 3 か月以内)
立入検査・報告徴収の要件	公益法人の事業の適正な運営の確保に必要な限度 (認定法 § 27)	以下のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき (整備法 § 128) ・ 正当な理由なく、公益目的支出計画に定める支出をしない ・ 各事業年度の支出が公益目的支出計画より著しく少ない

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の純資産額が著しく少ないのに公益目的支出計画の変更認可を受けず、その実施に支障が生ずるおそれがある。</li> </ul>
勧告→命令の要件	認定取消し事由に該当すると疑う相当の理由があるとき（認定法 § 28）	上記のいずれかに該当すると認めるとき （整備法 § 129）
認定／認可取消しの要件等	欠格事由該当、行政庁の命令違反、認定基準不適合、認定法等の法令違反など（認定法 § 29） ※認定取消し → 一般法人となる ~公益目的取得財産残額を他の公益法人等に贈与	偽りその他不正な手段により移行認可を受けたとき（整備法 § 131） ※認可取消し → みなし解散

### 3. 移行法人に係る審査

特例民法法人が現行制度の一般法人への移行を希望する場合には、移行期間中に行政庁に申請し、行政庁から認可（以下「移行認可」という。）を受ける必要がある（整備法 § 45、 § 115、 § 120）。このとき、法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額を、移行後公益の目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画（注）を作成する必要がある（整備法 § 119）。

この場合において、処分の客観性・透明性を確保する観点から、行政庁が認可申請に対する処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法 § 133Ⅲ）とされている。

（注）公益目的支出計画の趣旨

特例民法法人が保有する財産は、公益目的に使われることを前提に、寄附や税制優遇を受け、形成されてきたものである。このため、特例民法法人の時代から、解散時の残余財産を類似の公益目的のために寄附することを定款等で定めることが指導監督で求められてきた。現行の公益法人制度において、特例民法法人から一般法人に移行した法人のうち純資産を有するものに公益目的支出計画の作成を義務付けたのは、一般法人への移行により、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられ、特例民法法人の保有する公益的性格を有する財産が、制限なく公益目的以外に費消されることは適当でないと考えられたためである。

#### （1）移行認可の申請

#### 国・都道府県別事務処理区分別件数

表 2-2-17 申請件数

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	895	264	4	3	0	0
都道府県	5,062	1,650	6	1	0	0
合計	5,957	1,914	10	4	0	0

（注）表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

**表 2-2-18 諮問件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	909	308	22	6	1	0
都道府県	4,745	1,882	72	3	1	0
合計	5,654	2,190	94	9	2	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

**表 2-2-19 答申件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	921	318	24	7	1	0
都道府県	4,858	1,958	90	6	1	0
合計	5,779	2,276	114	13	2	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

**表 2-2-20 認可処分件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	928	329	23	4	3	0
都道府県	4,838	2,010	96	6	1	0
合計	5,766	2,339	119	10	4	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

**表 2-2-21 不認可処分件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	0	2	3	0	0
都道府県	0	0	3	0	0	0
合計	0	0	5	3	0	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

**表 2-2-22 取下げ件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	21	10	3	2	0	0
都道府県	96	58	4	1	0	1
合計	117	68	7	3	0	1

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

**表 2-2-23 拒否処分件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	0	2	2	0	0
都道府県	1	0	1	1	1	0
合計	1	0	3	3	1	0

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## (2) 変更認可等

移行法人(移行認可を受けて移行の登記をした一般法人であって、公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。)は、公益目的支出計画を変更(軽微なものを除く)する場合は、あらかじめ、行政庁の認可を受ける必要がある(整備法 § 125 I)。行政庁は、変更認可に対する処分を行う場合には、委員会等に諮問しなければならない(整備法 § 133 III)。また、変更認可が必要ない場合であっても、移行法人は、一定の事項(例えば、法人の代表者の氏名等)に変更があった場合は、行政庁に届け出る(変更届出)必要がある(整備法 § 125 III)。行政庁は、変更届出があった場合には、届出に係る書類の写しを委員会等に送付しなければならない(整備法 § 135 I)。

なお、公益目的支出計画に基づく支出が完了したことについて、行政庁の確認を受けた移行法人は、公益目的支出計画に基づく支出の義務が解除され、当該法人に対する行政庁の監督も終了することになる。

内閣府及び都道府県の変更認可の申請及び変更届出の件数は、表のとおりである。

表 2-2-24 変更認可申請・変更届出件数

		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	変更認可	17	28	53	62	52	42
	変更届出	312	494	449	436	364	354
都道府県	変更認可	13	72	159	141	149	165
	変更届出	437	1,360	1,755	1,816	1,597	1,556
合計	変更認可	30	100	212	203	201	207
	変更届出	749	1,854	2,204	2,252	1,961	1,910

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## 4. 移行法人の監督

### (1) 定期提出書類等の審査

#### ア. 制度の概要

移行法人に対しては、移行認可を行った行政庁が監督を行うが、その範囲は法律で「公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内」とされている。また、監督を行う法律上の権限は、基本的に行政庁にあるが、実質的な監督は委員会等が行う仕組みとなっており、行政庁に提出された書類等の写しは委員会等に送付しなければならないとされている（整備法 § 135 I、 § 140）。

委員会等は、送付された書類等の審査を行い、法律で定められた要件に従い、必要に応じて立入検査や報告徴収を行うとともに、行政庁に対して、勧告、命令等を行うよう勧告することができるとされている（整備法 § 136 I、 § 141）。

#### イ. 事務処理状況

移行法人による公益目的支出計画実施報告の提出件数は、27年度までは、移行法人の増加により年々件数が増えていたが、28年度以降、公益目的支出計画の実施が完了したことに伴う移行法人の減少により件数が減っている。

表 2-2-25 公益目的支出計画実施報告の提出件数

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	364	1,159	1,892	1,931	1,747	1,619
都道府県	593	2,822	7,442	8,408	7,918	7,399
合計	957	3,981	9,334	10,339	9,665	9,018

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

## (2) 立入検査

### ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について、公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合（次の a から c のいずれかに該当する場合をいう。以下同じ。）に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる（整備法 § 128 I、§ 143 I・II）。

- a 正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと。
- b 各事業年度の公益目的のための支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- c 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、公益目的支出計画の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

(注) 内閣府の場合、立入検査及び報告徴収の権限は内閣総理大臣にあるが（整備法 § 128 I）、その権限は委員会に委任するとされている（§ 143 I）。都道府県の場合、立入検査及び報告徴収の権限は、行政庁ではなく、合議制の機関にある（§ 143 II）。

### イ. 立入検査の考え方

移行法人の立入検査は、公益法人同様「監督の基本的考え方」を踏まえ、整備法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、内閣府は、立入検査についての原則的な考え方を以下のとおり示している。

移行法人の立入検査については、整備法第 128 条第 1 項の規定に基づき、移行法人が、「正当な理由がなく、公益目的支出計画に定める支出をしないこと」など先に述べた 3 つの要件のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、特例民法法人から一般法人への移行に係る整備法の規定の施行に必要な限度において立入検査を実施することとなる。

すなわち、立入検査を行う前提条件として、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由があることが必要であり、移行法人に対する立入検査は事前に計画して行うものではなく、このような事態の発生に対応して実施する。

#### ウ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会では、平成 29 年度において移行法人に対する立入検査の実績はなかった。

**表 2-2-26 移行法人に対する立入検査の実施件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	0	0	0	0	0
都道府県	2	0	2	1	1	3
合計	2	0	2	1	1	3

(注) 表中の「年度」は、各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指す。

### (3) 報告徴収

#### ア. 制度の概要

委員会等は、移行法人について公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、公益目的支出計画の適正な履行を図る観点から必要な限度において、当該移行法人に対し、その業務又は財産の状況に関し報告を求めることができる(整備法 § 128 I、§ 143 I II)。報告徴収の実施の具体的な要件は、立入検査と同じである。

## イ. 公益認定等委員会の事務処理状況

委員会では、平成 29 年度において移行法人に対する報告徴収の実績はなかった。

**表 2-2-27 移行法人に対する報告徴収の実施件数**

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
内閣府	0	0	1	0	0	0
都道府県	3	4	3	14	10	3
合計	3	4	4	14	10	3

(注) 表中の「年度」は、各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指す。

## (4) 勧告・命令の勧告・認可の取消しの勧告

### ア. 制度の概要

認可をした行政庁は、移行法人が公益目的支出計画の適正な履行が行われていない場合に該当すると認めるときは、当該移行法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる（整備法 § 129 I）。

また、認可をした行政庁は、勧告を受けた移行法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該移行法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（整備法 § 129 II）。

さらに、認可をした行政庁は、認可申請法人が偽りその他不正の手段により当該認可を受けたときは、その認可を取り消さなければならない（整備法 § 131 I）。

委員会等は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、整備法第 129 条等に基づく勧告、命令の勧告、認可の取消しその他の措置をとることについて、認可をした行政庁に勧告をすることができる（整備法 § 136 I、§ 141）。また、認可をした行政庁は、委員会等の勧告に基づく場合等以外に、整備法第 129 条等に基づく命令

の勧告、認可の取消しの処分をしようとする場合には、委員会等に諮問しなければならない（整備法 § 133Ⅲ、 § 138Ⅱ）。

#### イ. 公益認定等委員会における事務処理状況

委員会では、これまで移行法人に対する勧告、命令の勧告及び認可の取消しの勧告の実績はない。

## 5. 特例民法法人

特例民法法人は、新制度に移行するため、移行期間の5年間に、新公益法人への移行（移行認定）又は一般法人への移行（移行認可）のいずれかを選択し、行政庁に申請することとされた。移行期間内に移行申請（移行認定又は移行認可の申請）を行わなかった場合には、法律により移行期間満了の日に解散したとみなされる。

### （1）移行の状況

表 2-2-28 制度施行時と平成30年4月1日時点の行政庁等の区分別移行状況

制度施行時 (平成20年12月1日現在)					前回 (平成29年 4月1日現在)	平成30年4月1日現在				
		法人数			合計	合計	公益法人	移行認定 申請中	一般法人	移行認可 申請中
国 (各府省)	社団	3,614	内閣府	社団	2,023	2,023	698	0	1,325	0
	財団	3,011		財団	2,448	2,448	1,459	0	989	0
	計	6,625		計	4,471	4,471	2,157	0	2,314	0
都道府県	社団	8,891	都道府県	社団	9,197	9,197	3,247	2	5,947	1
	財団	8,927		財団	7,000	6,999	3,594	0	3,403	2
	計	17,818		計	16,197	16,196	6,841	2	9,350	3
合計	社団	12,420	合計	社団	11,220	11,220	3,945	2	7,272	1
	財団	11,897		財団	9,448	9,447	5,053	0	4,392	2
	計	24,317		計	20,668	20,667	8,998	2	11,664	3

(注) 1 旧制度計 24,317 法人と新制度計 20,668 法人の差 (3,649 法人) は、みなし解散等により新制度への移行を申請しなかった法人数である。

2 国と都道府県の共管法人が存在するため、制度施行時の内訳の計と合計欄は一致しない。

3 新制度に移行した法人の移行期間中におけるその後の変動として、以下がある。

- 1) 新制度の公益法人に移行後、合併・解散による減少
- 2) 一般法人に移行後に、新たに公益認定を受けた又は解散による減少

## (2) 移行申請中の特例民法法人

移行期間満了後は、移行認定に加えて移行認可を併行して申請することができる（整備法 § 116 I）ため、移行期間満了後は、移行申請の申請件数と申請中の法人数が一致しない。

**表 2-2-29 移行申請審査中の件数（社団・財団別）**

	法人数計			移行認定			移行認可		
	計	社団	財団	計	社団	財団	計	社団	財団
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県	5	3	2	2	2	0	3	1	2
合計	5	3	2	2	2	0	3	1	2
前年合計	6	3	3	2	2	0	4	1	3

(注) 平成 30 年 4 月 1 日現在